

総務委員会会議録

日時 平成30年10月2日(火) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時17分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 水岸 富美男
副委員長 渡辺 淳也
委員 皆川 巖 渡辺 英機 浅川 力三 河西 敏郎
白壁 賢一 佐藤 茂樹 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総合政策部長 平賀 太裕 県民生活部長 立川 弘行
リニア交通局長 岡 雄二
総合政策部理事 上野 直樹 総合政策部理事 藤森 克也
総合政策部次長 末木 憲生 総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 小林 厚
県民生活部次長 三井 薫 県民生活部次長 長田 公
リニア交通局リニア推進監 細川 淳 リニア交通局長次長 深澤 宏幸
リニア交通局次長 渡邊 仁
政策企画課長 上野 良人 オリンピック・パラリンピック推進室長 古屋 友広
リニア環境未来都市推進室長 石寺 淳一 広聴広報課長 大久保 雅直
地域創生・人口対策課長 津田 裕美
県民生活・男女参画課長 小田切 春美 北富士演習場対策課長 斉藤 直紀
統計調査課長 若尾 誠 消費生活安全課長 砂田 英司
生涯学習文化課長 井上 泰子 世界遺産富士山課長 入倉 博文
私学・科学振興課長 藤原 鉄也
リニア推進課長 渡辺 真太郎 交通政策課長 若尾 哲夫

公安委員会委員 石川 恵 警察本部長 原 幸太郎
警務部長 鈴木 康修 刑事部長 小林 仁志 交通部長 中山 良彦
警備部長 市川 和彦 生活安全部長 鶴田 孝一 首席監察官 清水 順治
警察学校長 矢崎 正美 総務室長 切刀 康友
警務部参事官 岩柳 治人 刑事部参事官 高村 晃 交通部参事官 窪田 豊
交通部参事 若月 誠 警備部参事官 岩柳 幸夫
生活安全部参事官 雨宮 雄二
会計課長 大森 伸 教養課長 秋山 敦 監察課長 小林 信一
厚生課長 吉田 一成 情報管理課長 清水 八志
地域課長 和田 弘記 少年・女性安全対策課長 五味 雄二
生活安全捜査課長 大森 勇人 通信指令課長 藤田 貴仁
捜査第一課長 志田 浩 捜査第二課長 藤井 清 組織犯罪対策課長 姫野 賢司
交通指導課長 井上 久 交通規制課長 川口 守弘 運転免許課長 廣川 勉
警備第二課長 相模 稔

総務部長 鈴木 康之 防災局長 若林 一紀 会計管理者 樋川 昇
人事委員会委員長 信田 恵三 代表監査委員 佐藤 佳臣
選挙管理委員会委員長 中込 まさ彦
総務部理事 森田 貴夫 総務部次長（防災局次長兼職） 神宮司 易
総務部次長（人事課長事務取扱） 村松 稔
職員厚生課長 田辺 由加里 財政課長 宮崎 正志 税務課長 今井 幸一
財産管理課長 雨宮 利之 行政経営管理課長 石原 洋人
市町村課長 小田切 三男 情報政策課長 渡邊 雅人
防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 小澤 祐樹 消防保安課長 西川 秀之
出納局次長（会計課長事務取扱） 平塚 幸美 管理課長 佐久間 浩之
工事検査課長 丸山 裕司
人事委員会事務局長 清水 正 人事委員会事務局次長 三井 勉
監査委員事務局長 丹澤 尚人 監査委員事務局次長 内田 不二夫
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 高野 雄司

議題（付託案件）

- 第 7 1 号 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件
第 7 2 号 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中改正の件
第 7 5 号 平成三十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第三条地方債の補正
諮 第 1 号 審査請求に関する諮問の件
諮 第 2 号 審査請求に関する諮問の件

請願第 3 0 - 3 号 『ライドシェア』と称する白ナンバーでのタクシー類似行為の容認を旨とした規制改革の自粛に関する意見書の提出を求めることについて

請願第 3 0 - 4 号 北富士演習場での「日英共同訓練」中止の決議を求めることについて

請願第 3 0 - 5 号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件について、第 7 1 号、第 7 2 号及び第 7 5 号については原案のとおり可決すべきもの、諮第 1 号及び諮第 2 号については棄却すべきものと答申するものと決定した。また、請願第 3 0 - 3 号及び請願第 3 0 - 5 号については採択すべきもの、請願第 3 0 - 4 号については不採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、総合政策部・県民生活部・リニア交通局、警察本部、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 0 時 5 9 分まで、総合政策部・県民生活部・リニア交通局、休憩をはさみ、午前 1 1 時 1 1 分から午前 1 1 時 3 8 分まで、警察本部関係審査を行い、休憩をはさ

み、午後1時00分から午後3時17分まで、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 総合政策部、県民生活部、リニア交通局関係

※第 75 号 平成三十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第三条地方債の補正

質疑

(やまなし移住・定住総合ポータルサイト構築事業費について)

佐藤委員 マル臨、やまなし移住・定住総合ポータルサイト構築事業費についてお伺いいたします。課別説明書の政の2ページ、やまなし移住・定住総合ポータルサイト構築事業費ですが、まず、現在、県として移住に関するホームページがあるかないかお伺いします。

津田地域創生・人口対策課長 移住情報の県のホームページでございますけれども、現在は、主に東京有楽町に設置しました、やまなし暮らし支援センターのホームページで移住情報を発信しております。県の情報発信は、主にセンターでの活動ですとか、東京でのイベントが中心となっております。
以上です。

佐藤委員 やまなし暮らし支援センターのホームページはいつから開設されていて、どのぐらいの閲覧数があるのか、おわかりになりましたらお伺いします。

津田地域創生・人口対策課長 やまなし暮らし支援センターのホームページを開設したのは平成25年度、翌26年度にリニューアルを行いました。閲覧数ですけれども、昨年度は年間5万2,000件となっております、この数字は近隣の県の移住ポータルサイトよりも少ない数字となっております。
以上です。

佐藤委員 この場合の対応ですね。例えば本庁との連絡を、レスポンスよく、密にされているかどうか。いかがでしょうか。

津田地域創生・人口対策課長 センターのホームページの情報発信ですけれども、現場とも連絡をとりまして、イベント情報などは本課においても発信する、市町村の情報も集めるといったこともしております、連携をとってやっております。

佐藤委員 今回、528万円余りの補正額がございますが、移住・定住総合ポータルサイトの特徴としてどのようなものがあるかお伺いします。

津田地域創生・人口対策課長 新しいサイトの特徴ですけれども、まず、主に若者に向けたサイトということで、スマートフォンで閲覧しやすいデザインとしまして、また、フェイスブックやインスタグラムといった若者に人気のソーシャルメディアを組み込みたいと思います。

それから、県職員だけでなく、市町村職員も入力できるようなシステムといたしまして、市町村情報が充実したサイトにしていく予定です。

それから、県の移住情報、全体の入り口という位置づけにしまして、やまなし暮らし支援センターのホームページはもちろんですけれども、県の関連ページですとか、市町村が開設している移住ポータルサイト、そういったところへしっかり誘導する仕組みにする、そういったところを特徴と考えております。

以上です。

佐藤委員 本県は、首都圏あるいは全国的にも移住・定住したいという上位に、いつも位置づけられていますので、ある意味、他県との差別化、他の県よりうちのほうが優れているよという部分、当然、いろいろな部分があると思いますが、その辺のPRの仕方というのは、どういうふうに差別化されているかお伺いします。

津田地域創生・人口対策課長 差別化ということですが、まず、山梨県は東京から近いというところが非常に有利なところでして、新しいサイトで市町村情報も含め、地元情報というものを発信していきたいと思っております。東京でのイベントだけでなく、地元情報というものを発信して、身近に感じてもらう。そして、来てもらうということができる位置関係ですので、そういったところに力を入れてまして差別化を図っていきたいと考えます。

佐藤委員 どうもありがとうございました。もっともっとPRをしていただいて、人口増につなげていただければというふうに思います。ありがとうございました。

白壁委員 具体的によくわからないんだけど、政策提言で言っているのはぜひ専用のポータルをつくってほしいということで、PRをうんとしてほしいということなんだけど、具体的に今の、やまなし暮らし支援センター、彼女たちが一生懸命やってくれているところがあるよね。あそこの関連、立ち位置の違い。向こうと同じであれば、向こうのポータルを強化するだけでいいわけだね。そこに市町村が入ってくる。市町村が入ってきただけで、何かのイベントだけで人が移住すると思っているのかな。

山梨県に移住したいっていう人は若い人だ。っていうことは、まず最初に何が一番重要かっていうと、仕事がないねってやつだな。教育が心配だねと。QOLは下がるねって言っているんだよね。それ、全部、これをクリアできるようなものがあって初めてこのポータルが生きてくる。ただスマホだとかSNSを使うだけでこのポータルが盛んに使われるかっていったら大間違いなんだよ。そうすると五百何十万円のお金を捨てなきゃならないんだ。

やるんだったらしっかりとしたものをつくらなきゃならないけど、でも、500万あれば相当なものができるね。まあ、1ページ当たり1万5,000円ぐらいかな。だから、それなりのページ数ができる。2万円にしても二百数十ページできるしね。あとは、汎用的に改良できるようにつくってあるんだろうね。でなければ、市町村が独自に打ち込むことができないもんね。

そういうところはどう考えているか。誰かに任せて今やっていますっていう、外注するからそちらのほうで話聞いてくださいみたいなイメージなんだけど。ちょっと幾つか言ったけど、答えられるかな。

津田地域創生・人口対策課長 幾つか御質問をいただきまして、まず、やまなし暮らし支援センター等のホームページの立ち位置ということですがけれども、やまなし暮らし

支援センターには、今も5万以上のアクセスがありまして、これはしっかり残していきたいと思っております。そして、センターのホームページでは、センターでの活動、東京での活動というところをしっかりと発信していくことを続けたいと思っております。そして、委員のおっしゃられた仕事情報、教育情報、生活の質といった情報、こういったところを新しいポータルでは山梨県の情報として厚く紹介していきたい。そういったページを設けたいと考えております。

また、そういったところを解決しなければ移住がふえるわけではないというのは確かにそのとおりでございまして、そういったところは、部局連携しまして新しい事業も入れてやっていく。新年度の新しい施策も含め、山梨県全体の施策を発信する、そういったページを設けていく予定でございまして。

そして、市町村の入力というところですけども、たくさんのページがある中で、市町村が独自に更新できるページをある程度設けまして、そこは市町村が自分のタイミングで、自分の必要性で更新できるページとしていきたい。そういった設計にする予定でございまして。市町村の職員とも会議を開きまして、向こうのニーズ、市町村のニーズ、あるいはあまり手間がかかるようだ大変厳しいという御意見などもいただきまして、具体的にどこをどのように市町村が更新していくかというのは、市町村の御意見も聞きながら制度設計を、業者任せということではなく、私どもが主体となって考えてまいります。

以上です。

白壁委員

よくどこかの雑誌にね、山梨県というと、長野県と肩を並べて1番、2番で争っていると。それはたまたまここだけの話でね、全国的に見たらまるで違うってことは皆さんよくわかっていますよね。この地域だけだからね、これ。沖縄だとか北海道だとか。沖縄はやっぱりナンバーワンだよ。そういうところを勘違いさせるようなことをやるから、これで、今のままでいいんだって。

で、今、皆さん、どこかの都道府県のポータルを研究してやっているのですか。全部見てくれたと思うんだけど、いいポータルあるよね。これ、じゃあ1回行ってみたいになっていうのと、これはただ予算をつけて企画したから、考えたから、とりあえずつくってみようっていうのと。どの辺の県のやつを基本にしているんだろうか。

津田地域創生・人口対策課長 他県のポータルサイトですけども、もちろん、私どもでは、春から他県のポータルサイトを全部見まして、どこも、新しく構築したところも含め、情報発信機能を強化しているなということで考えていたところへ政策提言をいただきまして、今回、補正予算の中に提出させていただいたところでございます。まずは、やはりこういうのが必要であると、私どもで考えた事業でございます。

具体的にどこというのでもありませんけれども、例えば、和歌山県ですとか、市町村情報が詳しいところが大変魅力的だなというところもありまして、和歌山だけでなく、最近、ポータルを構築したところは市町村情報が厚いということに気がつきましたので、そういったところを私どもの事業でも考えていきたいと思っております。

白壁委員

島根、鳥取、あの近辺はすごく移住促進が盛んだよね。和歌山もそうね。そういうところっていうのはそれなりの努力をしている。かといってそれが他県と同じだったら、観光部のアジア戦略と一緒に。何でも同じようなことをやっていけばって、全国同じことしてるんだもん。だから、狙う先を変えましょう

ね。そういうふうを考えていけば、いろいろなアイデアがどんどん出てくる。そして、それを載けると、他県がまたまねするんだわ。そのときには我々は人より一歩先んじて、今度はこういう狙いで行きましょと。若年層。若年層ってどういう人か。子どもを今、何人が育てている人か。それともこれから産む人か。もしくは、シングルの人か。どういう人か。全部か。って、そうすると、その人たちは生活がみんな違うんだわ。で、狙い方も違って来る。それは男性か。それとも女性なのかっていうとまた違って来る。そういうものをしっかりと考えていかないと、つくって安心何とか計画と一緒に。また観光部の話で悪いんだけど、観光部のペットツーリズムだ。ページだけあって、ほとんどみんなが手をつけない。つくって安心何とかホームページだ。そうやってしまっちゃだめだよと。せっかく500万もかけているだから。

これからの山梨県の人口増加策は、皆さんの肩にかかっているから。これを成功させて、他県に比べて絶対負けないようなもの考えてよ。ただつくればいいってものじゃない。これを動かしていかなくちゃだめ。見ていただいたらこっちに来る。いろいろな人たちが見にくる。それは東京に行くんじゃないんだわ。ここへ来たら、ここでちゃんと相談できる窓口がなければだめだとか、たったこれだけじゃない。これ、全部リンクしてる。つながってる。それを忘れずにぜひ頑張っていたきたいと思います。簡単なことだから、ぜひ頑張ってくね。課長、最後言ってくれればいいや。

津田地域創生・人口対策課長 幾つか注意点もいただきまして、そういったところをしっかりと考えまして、効果的なホームページをつくっていききたいと思います。ありがとうございます。

飯島委員 何点かお伺いします。市町村との連携という新しい項目だと思うのですが、オール山梨で移住、定住を促進するという心構えかなというふうに思いますが、この市町村は、本県に27あります。これは全てやるのか。あと、「等」というのがありますけど、この「市町村等」というのは、内訳はどういうふうになっているのでしょうか。

津田地域創生・人口対策課長 市町村は27市町村全部と連携したいと思います。そういった会議も持っておりますので、そういったところで意見を聞きながら、また、お願いもしながらやっていきたいと思っています。

「等」というのは、ことし、人口対策アクティブネットワークやまなしといった組織をつくって、各団体に参加していただいているところですけども、そういった団体の情報なども発信していきたいと考えております。特に、今、この団体というところはないのですけれども、なるべく山梨県全体の情報を拾っていくという意味で「等」と書いてあります。

以上です。

飯島委員 ありがとうございます。情報の共有化というのはとても大事だと思いますので、ぜひ市町村とこういうものをやるというのはとても評価をしたいと思います。

もう一つは、情報発信機能の強化という、これもとてもいいことだというふうに思いますが、私はむしろ受信機能を、こっちからの一方的な発信ではなくて、発信したその反応、こういうのを受信したけど、こういうふうを考えますけどとかね、疑問点とか、そういうものが出てくると思うんです。その受信機能というか、その情報を取る施策とか、そういうものは今回の取り組みにある

んですか。

津田地域創生・人口対策課長 受信機能といったところ、フェイスブックですとかインスタグラムを埋め込むというところで双方向の情報発信を考えておりました、そういったところで、受信というところのアンテナを高くして、ただコメントがついたなということだけではなくて、相手の考えていること、思いを受けとめたいと考えております。

飯島委員

やっぱりコミュニケーションですから、行ったり来たり、キャッチボールというのがすごく大事だと思いますし、白壁委員がおっしゃったように、老若男女、いっぱいいるわけですね。その人によって関心事も違うし、そういうことをしっかり考えているとは思いますが、やっていただきたいなというふうに思います。

そういうことをやって、例えば一文でね、いつでも返事くださいとか、この情報についてどうお考えですかとかね、そういうきめ細かい一言を入れるとか、それで大分違うというふうに私は思います。

それから、全市町村と連携するというのですけれども、やっぱりいろいろな市町村で環境もいろいろ違うし、情報も変わってくると思うのですけれども、この件に関して、一堂に会して、やっぱり顔を見ながらの会議も必要じゃないかと私は思うんです。提携した市町村と、定期的にいろいろな情報交換をしてね。そういうことは今、お考えなんですか。

津田地域創生・人口対策課長 市町村との会議につきましては、現在も年に何回か、市町村の全担当者を集めまして会議をしております。また、相談員さんの研究会が前からありまして、ことしからそれを県が呼びかけて開催する形にしましたので、そういったところにも出ていきまして、御意見を聞いておりますので、ざくばらんな意見交換ができていけるのかなと考えております。

飯島委員

先ほど、冒頭申し上げましたように、オール山梨でこれに取り組むと、とてもいい話だと思いますから、後のケアをね、北杜ではこういう情報が入りましたよとか、南アルプスではこういう情報が入っていますけどどうなんですかねっていう、こういう情報をやっぱり一堂に会して顔を見ながら、僕はやる必要があるというふうに思いますので、さらに検討していただきたいと思います。

浅川委員

平成25年からポータルサイトを立ち上げて、一方的に発信しているってことだよ。けど、どの程度定着して、その人たちの苦情みたいなのも受け皿として捉えていますか。いろいろな話の中で、移住した人たちが、地域の人たちとかなりいろいろ問題を生じている。そんなことを承知して発信していますか。

津田地域創生・人口対策課長 移住してきた方が地域で定着できなかつたり、また、トラブルがあることもあるという情報など、市町村から聞くこともございますけれども、まず、定着してもらうような対策はいろいろ考えているのですけれども、このポータルサイト自体でそういったところを紹介するかというよりも、先ほどあったような受信というところ、フェイスブックなどでの相互のコミュニケーションというところでも捉えていきたいと考えております。

浅川委員 ちゃんと答えてくれなきゃだめだよ。移住した人たちが、どれだけ困っているのか、その辺を配慮してポータルサイトで新しく発信していかないと。もう週刊誌等々でもかなり問題になってるよ。一番の問題は何かわかりますか。

津田地域創生・人口対策課長 大変失礼いたしました。このようなポータルサイトではよく移住の成功例を紹介するところがあるのですが、そういったことだけでなく、トラブル自体を紹介するというよりは、困っているところというのを市町村から情報を集めまして、じゃあ、どういった対策ができるだろう、どういった心遣いができるだろうということを考えまして、そういった情報も入れていきたいと思っております。

今、一番困っていることというのは、申しわけありません。定着できずに別の市町村へ移ってしまう、あるいは東京へ戻ってしまうというところは聞いているところがあるのですが、一番というところが、ちょっと申しわけございません。

浅川委員 よくわかってないみたいだけど、さっきフォローアップという話もしたけど、地域に移住して、今、一番、地域の人たちとトラブルになっているのは、ごみですよ。ちゃんと地域の市町村と連携をとりながら、その辺の対応をきちんとできるような形で発信していかないと。逆に、移住する人たちが一番問題なのは、じゃあ、ごみどこへ出すんだっていう、一番生活に密着したところから多分入ってきますよ。移住の中で、いろいろ問題になっているのはその部分で、多分、かなり足を引っ張られているんですよ。だから、地域と市町村も絡む中でかなり難しい問題もあると思いますが、そういったことをきれいにクリアできるようにしていかないと、幾ら発信しても、行かない人たちから意見を幾ら聞いても始まらないですよ。やっぱり定住してきて、一番、定住する中で生活しにくい部分というのをきっちり対応しながら発信していけば、すばらしいポータルサイトで、500万を1,000万にしてもいいじゃないかなと思います。ぜひその辺だけは配慮して、移住した人たちがどういう問題で困っているか、トラブルになっているのかをよく承知して発信していただければ、東京にも近いし、さまざまな部分ですばらしい先進地であると思いますので、その辺だけはしっかり配慮して進めてください。

以上です。答えは要りません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第30-3号 『ライドシェア』と称する白ナンバーでのタクシー類似行為の容認を旨とした規制改革の自粛に関する意見書の提出を求めることについて

意見

皆川委員 ライドシェアというのは、いわゆる白ナンバーのタクシー類似行為ということですが、これは道路運送法で禁止されている、いわゆる白タク行為ですね。これを合法化しようという、そういうことだと思いますけれども、高齢化社会が進みまして、だんだん年寄りが、いわゆる交通弱者が安全に生活を送るためには、やっぱり公共交通やタクシーというのは、これから非常に重要性を帯び

てくると思うんですね。そういう中で、こういう人たちの安全性が本当に確保できるかという、自家用車の運転手のみがそういう運送責任を負う形態というのは極めて危険じゃないかなという、そんな気がいたします。

そういう意味で、これは慎重に、自肅に関する意見書ですから、やっぱりしっかりこの意見書を通してもらって、慎重に論議してもらいたいと思いますので、本請願は採択すべきだと思います。

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願第30-4号 北富士演習場での「日英共同訓練」中止の決議を求めることについて

意見

白壁委員 不採択の立場から一言言わせていただきます。いろいろなところで、いろいろな御意見があって、イギリス軍が日本の自衛隊と共同訓練するのは法律上おかしいじゃないかと。これについてもおかしいことはなくて、いわゆる相互協定、協力によるところのものであるし、さらに言うと、何とんでも地元の人たちが一番、本来で言うと反対するものであれば反対するもの。その立場にある人たちが、演習場のいわゆる買い上げからね、これから縮小の方向に持っていくためには、これは実弾でもないし、机上のものでもあるし、我々の民生安定的なものを考えると、それほど影響はない。だから今回は、期間も限定であるし、1回限りということであれば、何とか吞もうということ、地元の人たちが吞んだ以上は、これを知事あんだどう考えているんだとか、演習場対策課はどう考えているんだ、部長はどう考えているって言うほうがおかしい話である。今回そういったものについて大反対という請願が上がっているけど、これはやはり地元の人たちがいいって言うんだから、これは不採択にすべきだと思います。

以上です。

討論 なし

採決 全員一致で不採択すべきものと決定した。

※請願第30-5号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

意見

浅川委員 採択について意見を述べさせていただきます。国及び地方団体の私学に対する助成措置は、地方交付税と、国庫補助金である私立高等学校等経常費助成等補助事業の2つを財源に県が助成している。国の私立高等学校等経常費助成等補助事業は、本県の私立学校運営費補助金の貴重な財源であり、公教育に果たす私学の重要性と厳しい運営状況を考えると、国の財政支援のさらなる充実が必要である。したがって、本請願は採択をお願いしたいところでございます。よろしく申し上げます。

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(富士山保全協力金について)

渡辺（淳）副委員長 6月議会の一般質問や委員会でも、富士山保全協力金の協力率の向上と使い道の拡充について質問させていただきましたけれども、ことしも富士山の登山シーズンが終了いたしましたので、改めてここで富士山保全協力金について何点かお伺いさせていただきたいと思えます。

新聞報道によりますと、今シーズンの吉田口登山道の六合目を通過した登山者数、富士山保全協力金の総額、協力者数は、昨年比べて全体的に約1割減ということでした。また、本県の富士山協力金の協力率が先週末に発表されて、本県の協力率は58.6%ということで、昨年よりは若干上がってはいるのですけれども、登山者に公平に負担してもらおうという観点から言えば、依然として厳しい状況にあると。目標も達成できていない状況にあると言わざるを得ません。

そのような中で、一方で静岡県側の協力率なのですけれども、環境省の登山者数カウンターが不調によって、本年度の公式数字が出ないとの発表がありました。しかし、協力率が出ないということではあります。静岡県側の富士宮口の協力金の総額及び協力者数は、昨年比べて10%以上伸びているということでございます。吉田口のほうは約1割減ということと比べて、富士宮口が10%以上伸びていると。大分差が出ていて、ちょっと驚くべき伸び率だなというふうに考えているのですけれども、その理由をどのようにお考えか、まずお伺いしたいと思います。

入倉世界遺産富士山課長 富士宮口につきましては、ことしから受付場所を、昨年までは1カ所だったのですけれども、2カ所にふやしました。その新たに受付を設置した場所といいますのは、観光客が登山者と混ざらないで、登山者だけが受付のすぐ目の前を、遠くを通過するのではなくて、すぐ目の前を通過する場所に設置をいたしましたというところでございます。主に登山者の心理として、そういう場合に払わずに通る過ぎることがかなりプレッシャーになって、心理的なプレッシャーが与えられるということで、その結果、富士宮口の協力者数が伸びた原因ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

渡辺（淳）副委員長 本年度、山梨県側は、以前と比べますと目立つところに協力場所を設置して、その結果、ちょっと脇を通ってしまったりだとか、観光客と混ざってしまったりだとかという部分も最初のうちはあったかに思います。それに比べて静岡県のほうは、今、御説明のとおり、集約しているところに協力金の受付窓口を設置したということで、それが全てではないと思えますけれども、そういうことによって協力率もおそらく伸びていると、協力者数もふえているということだと思います。

ぜひとも、私も以前に協力金の受付場所を見させていただく中で、混雑して

いるときはその脇を通っていってしまう人も何人かお見かけしましたので、ぜひ、協力金が山頂を目指す登山者から協力をいただくという趣旨であれば、なるべく観光客に混ざらず、なおかつ受付から脇を通ったり、離れた場所を通ったりできないような場所に協力金の受付場所を設置する工夫をさらに検討していただきたいと、そんなふうに思います。

次に、前回の委員会で協力金の徴収率といいますか、協力率を向上させるためには、何よりも登山者の理解を得ていくことがやっぱり必要だなどと考えて発言させていただきました。一例として、六合目の臨時公衆トイレを快適なものにすることによって、ぜひそれをアピールすることによって登山者の理解を得ていただきたいと思う中で、ことし改善もしていただいたところなのですが、今回、登山者に対して協力金についての登山者アンケートを行ったというふうにお聞きしておりますけれども、そのアンケートの概要と、使い道に関連した回答状況について、次にお伺いいたします。

入倉世界遺産富士山課長 今年度行ったアンケート調査につきましては、山梨、静岡両県の4つの登山道におきまして、海の日やお盆の混雑期と、あとは平日でございますけれども、延べ6日間行いまして、約1,000名の登山者に回答協力をいただきました。その結果、吉田口のデータでございますけれども、協力金の使い道として望むものとして、登山道の点検、維持、補修と公衆トイレの整備、維持管理が大体7割強で並んでおりまして、ごみ処理などの美化活動の強化が6割弱で続きまして、以下、噴火対策、混雑情報の提供などと続く状況でございます。

また、多くの人に協力してもらおうための制度の改正を聞いているのですが、それに対しましては、納得できる使い道と明確な収支報告を望む登山者が5割強、協力金にトイレチップを含むようにするというのが4割強、金額を下げるといものが4割弱でございます、この3つが回答のほとんどを占めたという状況でございます。

以上でございます。

渡辺（淳）副委員長 今、御説明をお伺いしますと、やはり多くの人たちが公衆トイレだとか登山道の整備、維持管理について、さらに向上を望んでいるということと、また、4割以上の方がトイレチップを協力金の中に含めてもらいたいという声も多くあるということでございます。協力金とトイレのチップの問題は、制度発足当時から問題があったようにお伺いしておりますけれども、私としては、山小屋さんのトイレはともかくとして、公共のトイレは今後少し検討していったほうがいいのかというふうに考えております。

前の委員会でもお話しさせていただきましたけれども、制度発足したときから、協力金の使い道として、新規の事業、あるいは拡充事業のみに充てるという考え方がずっと継続されてきていると思うのですが、それを考えると、今のアンケートの調査の結果を見ますと、やっぱり登山者の協力金を協力してくれた方が望んでいる使い道と、ミスマッチがやっぱり生じているのかなと。既存の登山道の整備だとか、トイレの全般的な整備、維持管理に使っていただきたいという声が多くあると思いますので、ぜひとも協力金の使い道の拡充について、改めて是正して、あるいは検討していただきたいなど、そんなふうに考えております。

次に、アンケートの中で、協力金の公平な負担について質問があったというふうにお伺いしておりますけれども、その結果についてお尋ねいたします。

入倉世界遺産富士山課長 質問といたしましては、今後、富士山の利用者負担制度はどのようになればよいと思いますかという質問に対しまして、吉田口の調査結果でございますけれども、原則として登山者全員が払う制度を望む登山者が8割強でございました。

以上でございます。

渡辺（淳）副委員長 8割以上の方が、原則として山頂を目指す登山者の皆さんに協力してもらいたいというお話でしたけれども、一方で、だからといってすぐに強制化、義務化というのも、またさまざまな法令上の整合性としてクリアすべき問題だとか、そもそもの協力金のあり方についての問題もありますので、一概には何とも言えないところではありますけれども、ただ、本年、協力金が発足して5年目の節目を迎えたわけでございますので、アンケート調査の結果からも現状の制度のままでもいいとは私も思っておりません。さまざまな問題がある中で、協力金の対象者を、先ほども申しましたように、山頂を目指す登山者に限るのでよいのかどうか。また、協力金の金額が1,000円で妥当なのか。あるいは、先ほど話させていただきましたように、協力金の使い道を既存の事業にも含めるべきではないか。新規の事業や拡充事業だけに限るべきではないと思う。また、そもそも名称が富士山保全協力金という、協力をお願いしますと呼びかける以上、寄附行為だと思うのですけれども、ただ、登山者の方々は全員に公平に負担してもらいたいという気持ちがあることも考えると、今後議論して、検討していかなければいけない課題はたくさんあると思います。これら多くの問題を含める中で、今後、静岡との連携等もあると思いますので、どのような形で富士山協力金のあり方について検討されていくのか、最後にお伺いいたします。

入倉世界遺産富士山課長 この後、今後でございますけれども、協力金のさまざまなあり方につきましては、先ほどのアンケート結果などをしっかり踏まえまして、静岡、山梨両県の関係者で構成いたします富士山世界文化遺産協議会や有識者で構成いたします富士山利用者負担専門委員会などを開催してまいりまして、幅広い御意見をいただく中で、山梨、静岡両県で足並みをそろえてしっかり検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

白壁委員 何かこう、聞いていると、さっきも渡辺淳也委員の中であつたんだけど、このもともとの制定するときの基本的な考え方というのは、寄附金だよ。ということは、富士山を保全していこう、そのためにぜひ協力してくださいよ。で、自発的にぜひ、ミニマムで1,000円だよ。あとは別に問題ないから1万円でも5万円でも結構ですよっていうことなんだよね、これね。なぜそういうことをするかっていうと、保全のためであって、施設補助金だとか入山料だとかっていうと、ほら、道路が悪いじゃないか、登山道がだめじゃないか、あそここのところに石が落ちているじゃないか、舗装に穴があいているじゃないか、今日は天気が悪かったじゃないかって、そういったところでみんなお客さんって文句言うんだよね。これじゃあ困ると。それだけじゃあ、富士山を保全していくためには何の役にも立たないよね。

富士山を保全していくための寄附金を集めようということで、スペインのプラドであつたり、エルミタージュであつたり、さまざまあるよね。ああいうところの美術館っていうのは、中にある貴重ないわゆる美術品を後世に残していくために皆さん協力してねって言っているんだよね。だから、受付の女性が愛

想が悪かったとか、きょうはエアコンのききが悪かったとかっていうことで文句言わないんだよね。目的としてはそういったものの美術品の価値を認めながら、後世に残していくために、ぜひ私たちも協力させてくれってということなんだよ。

今こうやって聞いていると、アンケートで、誘導型アンケートだよ、これは。何か策があってやっているのかっていうふうに僕は感じたんだけど、これから、もう完全な強制的なものに持っていくための根拠をつくるためのアンケートになって、僕、今、感じたのね。そのためにこういう、今みたいな形でいったら、トイレはどうですか。足りないよって。トイレ安いですか高いですか。高いよ。きれいですか汚いですかって。うちのトイレより汚いよ。言うに決まっているんだよ。トイレっていうのは、県でつくったり、富士吉田市でやっているんだけど、富士吉田市が考えているのは、このお金をいかに使って、自分たちの負担を減らそうかしか考えてないんだよね。そういったところに乗っちゃだめだ。この根本は何なのってということだよ。

今のまんまだと中途半端。集め方が中途半端だから、お客様も、来られた人たちも言う。五合目まで来た人たちが、道路は有料道路管理方式で有料道路代金を払っているけど、五合目、いわゆる入山してきた人たちがどこまで行ったらお金を集めたらいいのか。登山者だけなのか。富士山に入った人たちは保全をしましょうよって、そういう発想の人たちは、私にも1,000円寄附させてねとかっていう人がいると思う。登山者だけか。だったら、それは当初そう決めたからしょうがないんだけど、逆の方向に持っていくことも考えていくべきじゃないのってことなんだよ。

あとは、もっときれいにしたほうがいいよ。山小屋はもう今の10分の1でいいよ。そうすると、そんな人たちが泊まれないんだから、弾丸が使えないわ。そうすると、今度は人が限りなく抑制というか、コントロールできる。という方向に持っていくしかないんだろうね。この富士山っていうのを後世に残していくためには。見てください。電気があれだけついているとか、あれだけの山小屋がもう所狭しだよ。そんな間隔ないんだよ。どんどんどんどんあがっているの。だから富士吉田の人たちは、あんなに人がいるとだめだから、だからもっとマイカー規制を長くしなさいとか、こう言っているわけじゃない。もっとそうしてやればいいじゃない。

なおかつ、だけど富士山っていうのは、これから後世に残さなきゃならないから、どこまでの人たちから寄附を集めるのか。これが皆さんが目指しているのかどうなのかわからないけど、そういった強制的な入山料として決めるんだったら、お客さんは減るっていうことは覚悟することだよ。それは富士山だけじゃないんだよ。マイカー規制によって、翌年度、翌々年度は、観光部の資料を見ればわかるとおり、山梨県の国内の方々の入り込みが減ったよね。これは富士山の影響だよ。63日間にしたから。こういったものも覚悟しながら、基盤産業としての観光はなしにして、で、富士山の保全だけでやってやるんだたら、そういうこともできるっていうことなの。

安易にね、強制的なものにすると、富士山全部直せっていう話になるよ。それで1億やそこらで足りるのって。8,000万円やそこらで足りるの。ふるさと納税の中の富士山の協力金もあるからって、そんなに大したことないよね。今、1,000万円あるかないか、か。そういったものをちゃんと考えないと、ただ周りに流されていくと大変なことになるっていうことはよく考えてくれていると思うけど。対する御意見。

入倉世界遺産富士山課長 今、委員御指摘の義務化、強制化は慎重にという、制度当初の発足

が、保全のための寄附という性格で発足をしたというのも委員おっしゃるとおりでございます。今後、決して義務化ありきの議論を進めることはないと思っていますし、さまざま義務化と申しまして、クリアしなければならない課題は多々ありますし、義務化自体が本当にいいのかという、当初の理念と寄附、協力金との理念をしっかりと対比しながら、さまざま意見を聞いて、しっかりと間違った方向に行かないようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

(リニア中央新幹線の用地買収について)

佐藤委員 リニア中央新幹線の用地買収と農地の関係についてお伺いいたします。2027年、9年後にリニア開通に向けてリニア用地買収を進めているとは思いますが、東京圏など都市部は大深度地下ですから用地買収は関係ないと思いますが、特に山梨県の場合には明かり区間が多いということでありまして、その部分での用地買収の労力は本当に大変なものかと思えます。

その中で、リニアの用地買収はある程度、先進事例。東海道新幹線であったかどうかわかりませんが、リニアについてはそういった部分が先進事例となり得るというふうに思いますが、リニア新幹線の用地買収の現状、進捗状況は今どうなっているのかお伺いします。

渡邊リニア交通局次長 これまでのリニアの用地の状況でございますが、権利者1,700名ほどに対しまして、用地交渉に着手した権利者が約1,000名という状況でございます。

佐藤委員 地権者1,000名ということですが、農地は何%ぐらいのウエートを占めますか。

渡邊リニア交通局次長 現状では、私ども農地、あるいは宅地、工業用地といったような形で区分した中での用地交渉というか、地権者一人一人、農地をお持ちの方もいらっしゃるしということで、今のところ、私どもは権利者、地権者の人数で状況を把握しているという状況でございます。

佐藤委員 じゃあ、逆に、市町村別の割合というのは今、どんな感じでしょうか。

渡邊リニア交通局次長 先ほど申し上げました1,700名のうち、該当する市町は上野原市、都留市、笛吹市、甲府市、中央市、南アルプス市、富士川町、早川町、これらの市町がいわゆる明かり区間の対象となります。多いところでは1,700名のうちの約半分まではいきませんが、そういう町もございますし、地権者が十数名という市町もございますし、それぞれ割合といいますか、対象はばらばらになりますけれども、おおむねの人数でよければという状況になります。

佐藤委員 質問をしている理由というのは、農家はそう簡単には移転をしたくないということになると思います。隣に敷地がある、農地がある。だけれども、農地はかかるけれども自分の宅地はかかってない。そのまた逆もあるかもしれないということで、そういった部分の地権者の皆さんに対する配慮というんですかね。簡単に農地法の部分を変えるとか、そういうことはできないでしょうし、とにかく今、通ることによって、その方が影響をこうむるということがあるので、どういうふうに救うかということが大事なかなと思うんです。

桃栗3年柿8年というふうな部分がありますから、じゃあ、移転したからす

ぐそこで作物ができるかというところじゃないわけで、そういった部分の補償とは言いませんが、当たるのかもしれませんが。そういった部分のことについてお考えはいかがなものでしょうか。

渡邊リニア交通局次長 農地の方も含めてでございますけれども、地権者の方々につきましては、いわゆる公共事業にかかわります一般の損失補償基準がありますので、それに基づいて丁寧に説明する中で、用地交渉については進めているところでございますが、今申し上げたように、農地の関係の方々等についてもやはり代替地が欲しいというお話がございます。そういった方につきましては、私どもの事務所、並びに先ほど申し上げました市町、あるいはそれ以外の市町からも情報をいただく中で、代替地情報ということで約100名近くの方からそういう情報をいただいて、それに対しまして用地交渉の中で個別にマッチングするというか、希望にかなうようなところがあれば御紹介をしていくというようなことで対応しているところでございます。

佐藤委員 農業生産額が1,000億円を超えましたということで、明るいニュースがあるわけですが、こういったことによって我が県の農業生産が衰退することはないとは思いますが、そうはいても、その農家の方々が公共事業によって営農ができなくなるというような部分は非常に怖い話になりますので、農政部とか連携を密にして事に当たっていただきたいと思っております。その辺はいかがでしょうか。

渡邊リニア交通局次長 今、委員御指摘のとおり、農業関係の経営というような問題もございまして、私ども県では農政部と連携をとりますし、市町においても農政関係の部局と連携をとりながら情報提供、あるいは農業経営者の経営のいわゆる向上につながると思いますか、まず維持ができるように努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

主な質疑等 警察本部関係

※第 75 号 平成三十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第三条地方債の補正

質疑

(繰越明許費設置について)

飯島委員 先ほど説明がありましたが、新聞記事もありますけれども、2019年、平成で言うと平成31年5月1日に新天皇の即位ということで、新元号の公表の時期に、改元の約1カ月前を想定して準備を始めるということで、政府は方針を決定しているというふうに承知していますけれども、元号改正に向けたシステム改修計画はどのようになっているのか、まずお伺いします。

清水情報管理課長 今後の改修計画につきましては、まず、改修作業の委託契約を本年10月中に行う予定としております。その後、平成31年3月末までに仮元号による改修作業及び新元号公表後の総合試験を実施し、最終的なプログラム入れかえ作業後にシステムの運用を開始することとしております。

飯島委員 18年前になりますけれども、いわゆる2000年問題というのがありましたね。コンピューターが2000年になると自動的に不具合が生じてトラブルが起きるんじゃないかという懸念があったかに思うのですが、今回もそういう元号の改正に対応してシステムを改修するということであろうかと思えます。そういう元号の表示誤りといったトラブルの防止ということをかなり考えなきゃいけないし、承知しているというふうに思いますけれども、特に県警が運用している各種システムというのはとても県民にとって重要なものと認識しておりますので、その辺の取り組みの対策はどのようになっているのかお伺いしたいと思えます。

清水情報管理課長 今回のシステム改修は、県民の方々の利便性を高めるためのシステムや、第一線の警察活動を支えるための重要なものであります。改修計画から運用開始までの改修作業については、機器のトラブルや人為的なミスがないよう、委託業者等と綿密な打ち合わせを行い、改修作業を進めることとしております。

特に、新元号の公表時期と改元までの期間が1カ月間と短期間であるため、作業過程の中で、平成31年3月末までに行う仮元号による確認作業、また、新元号が公表された以降の新元号による再度の確認作業としての総合試験を確実に行うなど、システム改修に伴うトラブルや、改元にあわせたサイバー攻撃等による障害が発生しないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

飯島委員 ありがとうございます。説明がありましたように、ぜひ委託業者と綿密な意見交換をして、間違いのないというか、運用を正常化していただきたいというふうに切にお願いする次第でございます。

改めて、新元号でのシステム運用開始はいつを予定していますか。お伺いします。

清水情報管理課長 平成31年4月30日にシステム改修に伴うプログラム入れかえを実施して、平成31年5月1日からの運用開始を予定しております。県警察で運用さ

せていただいておりますシステムにつきましては、県民の方々の利便性を高めるためのシステム、また第一線の警察活動を支えるための重要なものでありますので、元号改正に伴いシステム上のトラブルや改元にあわせたサイバー攻撃等による障害が発生することがないように、適切な手続や準備を進め、改修が確実に完遂できますよう努めてまいります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(認知症高齢者等情報提供制度について)

浅川委員 認知症高齢者等情報提供制度について幾つか伺いたいと思います。2025年問題、4人に1人が75歳以上となります。認知症患者は全国で約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれております。そこで、先般、警察で保護するなどして取り扱った認知症高齢者について、その情報を各市町村に提供する認知症高齢者等情報提供制度について報道されましたが、どのような制度なのかお伺いします。

雨宮生活安全部参事官 浅川委員の御質問にお答えいたします。認知症高齢者等情報提供制度につきましては、徘徊や行方不明などで保護するなど、各種警察活動で取り扱いました認知症またはその疑いのある高齢者等につきまして、原則本人や家族の同意を得まして、居住する市町村にその情報を提供することで、各市町村が包括支援センター等で行う相談やケアプラン等の各種支援につなげます。これによりまして、認知症高齢者等の症状の緩和や徘徊、行方不明事案の再発防止を図り、もって高齢者等の安全を確保するという目的で、本年8月6日から運用をしているものであります。

以上です。

浅川委員 警察で行方不明者として届出を受けた認知症またはその疑いのある高齢者は本県ではどのぐらいいるのか。また、あわせて北杜市にはどのぐらいいるのか、わかりましたら教えてください。

雨宮生活安全部参事官 本年8月末現在で、警察で受理いたしました65歳以上の行方不明届は49人でありまして、このうち認知症またはその疑いのある方は、その約半数に当たる24人となります。

北杜市におきましては、4月1日現在のデータですが、65歳以上の高齢者は1万7,628人、そのうち認知症高齢者は1,498人です。

過去5年間で見ますと、平成25年が17人、26年が36人、27年が35人、28年が68人、29年が57人ということで、5年前の平成25年と比較をいたしますと、認知症高齢者の行方不明者は約3倍強に増加しているところであります。

以上です。

浅川委員 認知症高齢者等情報提供制度の運用状況について説明を求めます。

雨宮生活安全部参事官 8月6日以降の本提供制度の運用につきまして、8月中は54件。54件の内訳は、行方不明届、徘徊等の保護、相談、事件事故等でございますが、8月中54件、9月中は暫定値ではありますが44件、合計98件について情報提供を行っているところであります。

以上です。

浅川委員 全部名前言えばいいんですけど、制度開始による反響や効果を挙げた実例があったら御報告願います。

雨宮生活安全部参事官 この制度は運用開始以降、先ほど答弁いたしました98件の情報提供を行っておりますが、市町村の包括支援センターからは把握済みの認知症高齢者が複数回警察に保護されているという実態を知り、さらなる支援の必要性が判明したとか、独居の認知症高齢者の都内に居住する家族からは、離れて暮らしているが行政等の支援が充実されていることを知って安心できますという反響があるなど、支援充実の効果が見られたものと認識しております。

以上です。

浅川委員 最後に要望ですが、こういった新しい制度が生まれて、市町村と連携して、さらなる強化を図っていかなければ、25年問題も含めて、年々増加する中で、この制度の重要性は極めて重要だと思いますので、その辺、決意も述べて答弁をお願いします。

雨宮生活安全部参事官 本制度は高齢者の安全・安心を確保するということが一番の大きな目的であります。警察だけで高齢者の安全を全て確保できるものではございません。また、高齢者の安全確保は警察に託された大きな課題の一つでもありますので、関係者、関係機関と連携しまして、また、家族とも連携しまして、支援の充実を図ることで安全・安心な社会、安全・安心な高齢者の生活、これを確立するように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(飲酒運転対策について)

飯島委員 飲酒運転と交通事故の関係についてお伺いしたいと思います。御存じのとおり、飲酒運転は死亡事故などの重大な事故に直結する悪質な行為と言ってもいいというふうに思いますが、先般の新聞報道によると、本年7月末現在で、県内で発生した人口10万人当たりの飲酒運転による人身事故発生件数が、本県は全国でワーストであるという報道があったかと思えます。飲酒運転を取り巻く状況については、悲惨な犠牲者、いっぱいそういう例があって、飲酒運転の厳罰化など、法改正が行われてきたことも承知しておりますけれども、こういった措置にもかかわらず、本県ではまだまだ飲酒運転における交通事故が報道されているのを見ますと、非常に残念であるというふうに思うのは私だけではないと思います。

背景には、よく言われますが、本県は公共交通がなかなか整備が十分ではないとか、いわゆる車社会であって、無尽という文化で、本人がそういう軽い気持ちで運転してしまうと、そういうことも原因であるというふうに考えられます。前任者の青山本部長もかなりこの辺は気にされていまして、いろいろな施策をされたというふうに承知しておりますけれども、こういう各種の対策を推進していると思えますが、まず県下の飲酒運転による交通事故発生状況につい

てお伺いいたします。

窪田交通部参事官 飯島委員の御質問にお答えいたします。本年8月末現在におきます飲酒運転による人身交通事故は、発生件数が36件、前年同期比でマイナス3件、死者数が2人、前年同期比でプラス1人、負傷者数が47人、前年同期比でマイナス8人となっております。前年同期と比較いたしますと、死者数は増加をしておりますが、発生件数及び負傷者数は減少をしております。

以上です。

飯島委員 具体的な数字をありがとうございました。警察の御努力によってマイナスの面もあるということでもありますから、引き続き取り組みをお願いしたいというふうに思います。

一方、県警の飲酒運転に対する取り締まりについての状況をお伺いしたいと思います。

窪田交通部参事官 飲酒運転に対する取り締まりにつきましては、飲酒運転の検挙実態や事故実態を分析した上で、飲酒運転者が飲酒する繁華街周辺の複数路線における同時検問や、幹線道路を避ける飲酒運転者に対する裏道、抜け道におけます、短時間で場所を移動するなどしたランダムな検問による取り締まりなどを、本年8月末までに昨年の1.5倍に当たる455回実施をしております。本年8月末までに酒酔い運転5件、酒気帯び運転170件の計175件の飲酒運転を検挙しております。

これから年末に向かって、飲酒の機会もふえますので、交通取り締まりはさらに強化してまいりたいと考えております。

飯島委員 御説明を受けて、取り締まりを強化しているということを理解できました。

一方、取り締まりを強化してもイタチごっこというか、まだまだ飲酒運転がなくなるという、こういう状況もあると思います。それを解決するには、やはり飲酒する人に自覚を持ってもらうと。遵法精神の自覚を持ってもらうということもとても重要だと。飲酒運転根絶に向けて重要だというふうに思いますので、こうした県民の意識を変えていく取り組みがさらに必要ではないかと繰り返し申し上げますけれども、そういった取り組みについてどんなことをしているのかお伺いしたいと思います。

窪田交通部参事官 県警察では、飲酒運転根絶の機運を高めるため、子どもから両親、祖父母に対して飲酒運転防止を呼びかけるといった、家族のきずなへ訴える取り組みのほか、企業などの職域における飲酒運転根絶セミナーの開催、また、近い将来、運転免許証を取得する中高校生に対する交通安全教育の機会におきまして、飲酒運転は重大で、悪質な犯罪であり、懲役や罰金などの刑事責任、損害賠償、運転免許の取り消しのほか、仕事を失い、家族を含め、人生を大きく変えてしまうものであることなど、飲酒運転の結果がもたらす重大さについて周知をしております。

また、職員が作成した動画のほか、最近では、タレントの風見しんごさんから県民の皆様に向けた飲酒運転根絶のメッセージをYouTubeに投稿するなど、あらゆる広報媒体を活用した情報発信を推進しております。

さらに、交通関係団体と連携して、あらかじめ飲酒した人を車両で送り届けることを決めておくハンドルキーパー運動を推奨し、啓発をしております。県民の皆様は飲酒運転をしない、させない、許さないという規範意識をさらに浸

透させるため、今後も県警察では総力を挙げて関係機関、団体等と連携し、飲酒運転根絶対策に取り組んでまいります。

以上です。

飯島委員

ありがとうございました。やっぱり家族とかね、近くの人からそういうことを身近で言われると、あるいは被害者も加害者も本当に人生を左右してしまうと、こういったことを言い続けることかなというふうに思います。御尽力いただいて、汚名を返上していただければと思います。ありがとうございました。

(児童虐待と警察の連携強化について)

もう1件、別の案件であります。児童虐待と警察の連携強化ということをやっと提案したいとか、申し上げたいと思います。

時事通信のきのうの配信なんですけれども、子どもの虐待というふうに捉えると、児童福祉とか、福祉保健部とか、そういうマターになるというのが一般的なのですが、でも、犯罪という観点から、全国8府県が児童相談所と警察が連携してこういう問題に取り組んでいると、こういうニュースがここにあるんですね。この具体的によかったなという例を言いますと、ある人が街中で児童虐待の現場を見たと、その親子が車に乗っていたと、車のナンバーしか手がかりがなかった。でも、警察は車のナンバーを所管とか、持っていますよね、それによってその家族が特定できたと、そこで、それ以上の児童虐待につながらなくて安全確認ができた、という事例があります。

ですので、積極的に本県も、これ、いいことですから、やっているのは茨城、群馬、埼玉、岐阜、愛知、大阪、高知、大分と、こういう情報なのですが、この辺をぜひ検討していただきたいと思うのですが、もし今、御意見がありましたら伺いしたいと思います。

五味少年・女性安全対策課長 ただいまの御質問について回答させていただきます。ただいまの話の中で、他県との連携というところではありますが、それについて、児童虐待を認知した機関が、児童相談所へ通告した状況を、全件、警察と情報共有しているというところだと考えておりますが、当県においてはまだされておられません。

しかし、昨年11月に、山梨県福祉保健部長と生活安全部長との間で覚書を交わしております。その内容については、児童虐待の連携強化、及び認識の共有を図るために行われているものでありまして、警察が認知した児童虐待と疑える事案について、その情報共有を行う、照会を含めて行うことが昨年11月に提携を交わしているところであります。

飯島委員

今お答えいただいたように、昨年11月、覚書を協定しているということでもありますから、さらに突っ込んで、やっぱり全国のこの8府県でやっていて、効果も上がっているということでもありますから、ぜひもっと前向きに考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

※第 71 号 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件

質疑

渡辺（英）委員 直接、県議会議員にも影響があることですので、幾つか伺ってみたいと思うのですけれども、まず、この公職選挙法が一部改正されたという話がございました。このビラの頒布が可能になった理由だね。

それと、3月1日に何で法律を施行するのか、この辺の背景を伺えればと思いますけど。お願いします。

小田切市町村課長 これまで国政選挙や地方公共団体の長の選挙においてのみ選挙運動用ビラの頒布が可能とされておりましたが、県議選まで範囲が拡大された理由としましては、まず、候補者の政策等を有権者が知る機会の拡充を図るためというのと、あと、全国都道府県議会議長会など、地方議会からの要望によりまして、公職選挙法が改正されたことにより、県議会議員の選挙においても可能となりました。

また、なぜ3月1日かと申しますと、法律等は施行日以後に告示されます選挙から適用されるということになっておりまして、来年の統一地方選挙を見据えて、平成31年3月1日の施行ということとしております。

渡辺（英）委員 よくわかりました。

あと、聞きなれない言葉がありますよね。一部無効による再選挙というね。これについて、もうちょっと詳しく説明してください。

小田切市町村課長 確かにわかりにくい話かと思いますが、通常、県議選の選挙区というのが、選挙区によっては複数の開票区で構成をされております。選挙の開票区というのは、市町村ごとに開票区が設けられておりますが、県議選の選挙区は、例えば、市などでは選挙区イコール開票区であることもありますけれども、中には複数の市町村の開票区で構成されて選挙区というのをつくっているところがございます。これは、複数の開票区で構成される場合があるときに起こり得る話でございますが、選挙の一部無効による再選挙というのは、選挙が行われまして、当選者が決まったものの、選挙の管理執行に瑕疵があったような場合。例えば、ある開票区におきまして、投票用紙の一部を開票せずに投票結果を出してしまったというような場合に、具体的には選挙争訟手続を経た後に、その地域、つまりその開票区につきましてやり直しをするものでございます。

事例を挙げますと、例えば都留市・西桂町選挙区という選挙区がございまして、開票区としては都留市と西桂町の開票区がございまして、その再選挙が都留市で行われた場合には、ビラの枚数は6,500枚、西桂町で再選挙が行われた場合は1,800枚ということになります。

以上です。

渡辺（英）委員 わかったところもあるし、わからないところもあるんだけど、再選挙をするときに、今の、開票しないでとかいろいろあったんだけど、これは当選に影響がある範囲内の話なのか、それとも、たとえどれだけでもそういうものがあつた場合はやり直しをするのか。

小田切市町村課長 選挙の一部執行、要は再選挙の場合ですけれども、当然、例えば開票されなかった枚数というのが、当選結果に影響がある場合についてのみ行われます。

渡辺（英）委員 それは納得いたしました。

今、ビラの話が出ましたよね。このビラの頒布方法とか場所だとか、大きさだとか、あと聞きたいのは種類だね。何種類ぐらいできるのか。

小田切市町村課長 まず、頒布方法、場所、あと種類についてですが、まず、頒布方法、場所につきましては、法律と施行令で定められておりまして、全部で4パターンあります。一つは新聞折り込みという方法です。2つ目が候補者の選挙事務所内の頒布。3つ目が個人演説の会場内。また、4つ目が街頭演説の場所。以上4パターンで頒布が可能とされております。

ビラの大きさにつきましては、これも法律で定められておりまして、法律では長さ29.7センチメートルで、幅が21センチメートルと定められているのですが、いわゆるこのセンチメートルは何を言っているかといいますと、A4サイズでございます。ビラの大きさは、最大でA4サイズというふうになっております。

あと、種類につきましては、先ほど1万6,000枚という数がありましたが、その1万6,000枚という数につきまして、ビラの種類は2種類と法律で定められているところでございます。

以上です。

渡辺（英）委員 細かい話でね、いろいろと覚えなきゃならんことがあるわけけれども、2種類ということだけでも、2種類のその枚数は、別に折半でなくてもいいのか。

小田切市町村課長 1万6,000枚の配分の数ですけれども、そこは定められておりません。なので、1万枚と6,000枚でも結構ですし、8,000枚と8,000枚でも結構でございます。

渡辺（英）委員 わかりました。あと、一番心配されるのが、やり直しだよね。これはミスが原因だと思うんだけど、これ、絶対しないようにね。やっぱり法律があるからといっても、それはお願いしたいと思う。

あと、もう一つ心配されるのは、やり直しすることによって、最初投票したのと変えるなんていうこともあり得るので、これはぜひ、皆さんにお願いする筋合いかどうかわからないんだけどね、こうしたことのないように、まずは注意して取り組んでもらいたいなということをお願いして終わります。ありがとうございました。

佐藤委員 まず、頒布枚数1万6,000枚という根拠はどこにあるんでしょうか。

小田切市町村課長 法律で定められているということではありますが、法律につきましては、実は、選挙運動用はがきというものがございます。ほかの選挙もそうなのですが、その選挙運動用はがきですが、県議選の場合は8,000枚というふうになっております。その2倍が1万6,000枚なのですが、ほかの選挙におきましても選挙運動用はがきの2倍というところを上限にしております。

佐藤委員 私がお聞きしたいのは、その1万6,000枚ってあるんですが、例えばの話ですが、それぞれの選挙区というので、人口が1万6,000人、あるいは新聞折り込みの軒数が1万6,000とかっていう部分であればクリアできますよね。でも、甲府の場合、現状で7万5,000軒、山日さんとか読売さんとか朝日さんとか日経さんとか含めると、産経さんも毎日さんも入れると、7万5,000軒というふうに聞いているわけです。全く足りないわけですよ。

そこで質問なんですけど、皆さんと共同でそれを作成してつくるということは可能ですか。

小田切市町村課長 基本的にはこの選挙運動用ビラにつきましては、各候補者ごとに定められた枚数でございますので、共同で作成するということは無理です。

佐藤委員 市の広報なんかで、それぞれ枠の場所を決め、市の公報っていうか、選挙公報という形で出されるのがありますけど、県議会の場合、それで代用するということは可能ですか。

小田切市町村課長 選挙運動用ビラはあくまでやっぱり各候補者ごとにビラという形で頒布するものでございますので、変えることはできません。

佐藤委員 わかりました。ありがとうございました。
じゃあ、施行が平成31年3月1日ということなので、3月1日以前に印刷してはまずいですか。いつしたらいいのか。

小田切市町村課長 基本的に印刷はやはり選挙の告示に間に合うようにということにはなるかとは思いますが、印刷につきましては、もうちょっと間近になってからということになるかと思えます。

白壁委員 そんなことないですよ。関係ないよ。申請したときがそれに間に合えばいいんだもん。

佐藤委員 私からはそれで終わりです。終わります。ありがとうございました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 72 号 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中改正の件

質疑

皆川委員 非常にマイナンバーっていうのがわかりにくいんだけど、今、山梨県の中でマイナンバーの登録カードを作成している人って何%ぐらいいますか。

渡邊情報政策課長 マイナンバー自体につきましては、全国民に割り振られておりまして、委員のおっしゃっている趣旨は、おそらくマイナンバーカードのことかと。マイ

ナンバーカードのほうは、交付率といたしましては9.4%となっております。

皆川委員 全体の9.4%しかつくってないってことか。じゃあ、ほとんど登録カードっていうのはつくってない人のほうが圧倒的っていうことだね。つくってない人がね。

渡邊情報政策課長 マイナンバーとマイナンバーカードの関係が、少しわかりにくい部分がありまして、マイナンバー自体は国民に割り振られて、通知カードというもので通知されて、既に行政で社会保障、税、災害の分野、この分野に限ってマイナンバーを利用することができる。

一方、マイナンバーカードというのは、マイナンバーそのものと身分証明書、自分の本人確認が一緒にできるカードとして交付されています。これについては、山梨県だけではなく、全国的にも交付率が11.5%となっておりまして、簡単に言いますと、10人に1人しか持っていないという状況になっております。

皆川委員 それはわかりました。
今回追加する独自利用事務の対象人数というのは何人ぐらいなんですか。

渡邊情報政策課長 今回追加します入学準備サポート事業給付金につきましては、29年度の実績で、公立高校が596名、私立高校が199名で、合計795名となっております。

学び直し支援金のほうの29年度実績は、公立高校が32名、私立高校が21名で、合計53名となっております。

皆川委員 利用範囲を定期的に見直ししているということなのですが、今回の2つの事務を追加することになりました経緯というのをもう1回説明してもらいたい。

渡邊情報政策課長 この2つの事務は、法定利用事務であります就学支援金の事務、これは授業料に関する支援の事務ですが、これが法定利用事務でありまして、このマイナンバーの利用については文部科学省が全国統一で開発し、各都道府県に提供されます全国統一のシステムを利用してマイナンバーを行うこととしております。その運用開始が来年の4月1日、新たなシステムを利用して事務処理を開始するのが来年の4月1日となっています。こうした就学支援金の全国的なシステム稼働により、事務の効率化が類似事務ですので、期待できることや、申請者の負担を軽減できることを踏まえて、今回、個人番号の利用範囲等を見直しをした結果、2つの独自利用事務を追加することとなったのが詳しい経緯でございます。

皆川委員 今後、こういう条例改正というのはさらにある可能性がありますか。あるいは予定していますか。

渡邊情報政策課長 マイナンバー法では、法定利用事務に類似する事務であれば、条例で定めることにより、独自利用事務として総務省が運営しております、都道府県とか国とかで情報をやりとりする情報提供ネットワークシステムを利用して、他の団体と情報連携ができると、類似事務であればできると定めております。

法定利用事務に類似する県単独事業が創設されたような場合などにおいては、今後、県民の利便性の向上とか行政事務の効率化の観点から、条例改正を検討

していくということになると思います。

以上でございます。

皆川委員 わかりました。了解です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 75 号 平成三十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第三条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※諮 第 1 号 審査請求に関する諮問の件

質疑

浅川委員 今回の審査請求は、職員の不祥事に対して県民からの厳しい批判がある中で発生した懲戒免職の事案にかかわるものだと思います。審査請求人から人事委員会に対して懲戒免職処分の取り消しを求める審査請求が別途提起されたとのことだが、人事委員会の裁決の内容について、簡単に説明してください。

村松総務部次長 昨年9月でございますけれども、審査請求人からは人事委員会に対しまして懲戒免職処分の取り消しを求める審査請求が別途なされておりました。人事委員会におきましては、審査請求人の非違行為につきまして、多額な金銭を繰り返し私的に流用し、不正に使用するという、県職員としての資質を著しく欠き、県民の信頼を損ない、山梨県の信頼を傷つけ、県職員全体の不名誉となる極めて悪質な行為であること、それから、20年以上にわたり真面目に職務に取り組んできたことでありますとか、素直に事実を認め反省していることを考慮したとしても、その悪質さを軽減させるものとは認められないということなどから、懲戒免職の処分は相当であるといたしまして、本年6月21日付で審査請求を棄却するという裁決を行っているところでございます。

浅川委員 懲戒免職や失職により退職した者に対する退職手当については全額支給しないということは原則ということだが、一部を支給する場合とは、どのような事案が想定されるのかお伺いします。

村松総務部次長 具体的な事例を申し上げますと、例えば、お酒を飲んで翌日に自動車を運転したようなケースで、お酒が体内に残っていて検挙されたというようなことで

懲戒免職となったケースでありますとか、交通事故でございますけれども、無謀運転には当たらず、事故後の被害者の救護措置なども適切に行ったということで、公務に及ぼす影響は比較的大きくなかったというような事案であったにもかかわらず、刑事事件の関係で禁固刑となって失職となるというようなケースもございますけれども、こういったケースなどが想定されるところでございます。

懲戒免職による退職者に対する退職手当については、全ての都道府県で国に準じて全額不支給が原則ということで取り扱いをいたしておりますけれども、そういったことから事例としては極めて限定されているという状況でございます。

以上でございます。

白壁委員

4番のところ、審査請求人からの主張は、条例で退職手当を支給するってことがまず原則として出ていて、だけど、審査庁は、懲戒免職処分者に対して退職手当の全部不支給を原則とすることになっているのが条例の趣旨であって、それに反するものでないか書いてある。相手方は、こういう捉え方をしているんだけど、この違いつて、それは支給する側というかね、断る側と出してほしい側での違いかもしれないけど、向こうで出してくるっていうことは、それなりの方が後ろに、例えば弁護士なり何なりいるんじゃないかと思うんだけど、何でこういう違いを出してきているの。ということは、条例上は、というふうに考えているようだから、そこの乖離があると思うんだよね。これ何でこういうふう書いてあるんだ。

それでもう1点。ついでに2つ聞いていいですか。本当は一問一答なんですけど。

法が変わる以降で山梨県に一部支給の事例があったかどうか、ちょっと教えてください。

村松総務部次長 まず、審査請求人が条例上支給が前提だというふうに主張している点でございますけれども、従来、先ほども申し上げましたけれども、懲戒免職者に対しましてはそもそも支給しないという取り扱いというか、そもそも支給するという規定がなかったということでございますけれども、それが民間の事例等で、事案の内容によりましては一部に限り支給している例もあるということから、平成21年に国において国家公務員退職手当法の改正がございまして、それに伴いまして県条例についても同様の改正を行ったということでございます。

その際、この支給制限につきましては、条例の規定上、先ほど資料の11ページでございますけれども、退職手当を支給するという規定を置いた上で、ただし、ここに書いてある①から⑦のような各条項について勘案した上で退職手当の全部または一部を支給しない処分を行うことができるというような形に法律、条例とも同様でございますけれども、その辺が改められたということございまして、この辺の法律、条例の書きぶりからいって支給することが前提ではないかというふうな主張を行っているのではないかというふうに思います。

本県では平成28年になりますけれども、懲戒免職ではなくて失職のケースで一部支給の例がございました。過失運転致傷ということで禁固1年6カ月の刑に処せられたために失職したケースでございますけれども、内容的に、横断歩道を横断中の被害者と衝突して傷害を負わせたということでございますが、事案の内容等を勘案いたしまして、一部を支給したという例がございました。

以上でございます。

白壁委員　　これを見ていて、法の遵守というかね、そういったものを逸脱しているような、こういう非公務員的なもの、県民からも相当指摘を受けているということもあるし、これ、社会的制裁でもあるっていうことであれば、当然、これは県としては棄却をするしかない。往々にしてこういうのは出してくるんだよね、みんなね。そうなんだけど、これは当然、この対処の処理が妥当だというふうに私は考えております。

討論　　なし

採決　　全員一致で棄却すべきものと答申するものと決定した。

※諮 第 2 号　審査請求に関する諮問の件

質疑

渡辺（淳）副委員長　この諮第2号議案は、その前の諮第1号議案と違って、審査請求人には贈賄罪で懲役1年執行猶予3年の有罪判決が下って、それが確定しているわけでありますので、より一層、この取り消し処分は棄却すべきものであると思うわけなんですけれども、ただ、この資料の8ページの4番、審査請求人の主張、概要の中の（2）のところで、審査請求人の主張として、刑事事件の判決においても共犯者が主導し、積極的に関与したと認定されているとともに、息子の採用試験合格との間には何ら因果関係もないというような主張をこの審査請求人はされているわけなんですけれども、まあ、裁判上はもう贈賄罪が成立しているということなんですけれども、ただ、若干気になりますので、判決の内容についてわかる範囲でお伺いいたします。

村松総務部次長　ただいまの御質問についてでございますけれども、刑事事件の裁判におきましては、審査請求人の息子が市職員として早期に採用されるよう、前市長に審査請求人が依頼をして、謝礼として現金を賄賂として渡したということにつきまして、まず1点目としましては、審査請求人がみずから賄賂の原資を用意して供与したということでございます、この事案全体の中で重要かつ不可欠な役割を果たしているということ。それから、個別具体的な補欠合格者の早期採用に関して、現金が授受されること自体が、公正かつ公平であるべき地方公務員の任用制度に関する信頼を揺るがす悪質なものだというような判決がなされておまして、その結果、懲役1年執行猶予3年の刑が言い渡されまして、検察、弁護側は双方控訴をしなかったということで、本年1月に懲役刑が確定しているところでございます。

以上でございます。

渡辺（淳）副委員長　裁判上では採用試験の因果関係とは関係なく、犯罪を構成する重要な行為を行ったとして贈賄罪が確定したということでございますので、この審査請求人の主張は何ら正当性がないというような形だと理解いたしました。

最後になりますけれども、今回は退職金の不支給の取り消し処分を求めているものなんですけれども、もともとは職員の犯罪行為がもととなっておりますので、今後、こういった不祥事が起こらないように、文書の中でも、さらなる取り組みを行っていくと記載されていますので、どのような取り組みを行っていくのかお伺いして終わります。

村松総務部次長 職員の服務規律の確保につきましては、毎年度当初に知事から各所属長に対する訓示でありますとか、総務部長名の依命通達によりまして、所属長を通じまして全職員に周知徹底をしているところでございます。

また、職員が行動する際の基本となる考え方でありまして、行動規範を明らかにいたしました県職員行動基準を活用いたしました職場研修でありますとか、あるいは職員研修所における倫理研修というようなことも行うことによりまして、倫理観の保持、向上に努めているところでございます。

また、このような不祥事が発生した際には、依命通達の発出でありますとか、緊急の所属長会議、職場研修等を実施いたしまして意識の徹底を図っているところでございまして、今後におきましても不祥事の根絶に向けまして粘り強くしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

鈴木総務部長 職員の不祥事という点では、これまでも飲酒運転事案を初めといたしまして、たび重なる不祥事ということでもまことに申しわけなく思っております。この点につきましては、例えば年末ですとか年始とかに綱紀粛正に努めるというだけではなくて、そもそもやはり我々は公のために務めるという精神をより強く持って職務を遂行していくということを日常から強く訴えかけることが必要だと考えていますので、引き続き気を引き締めて粘り強く取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で棄却すべきものと答申するものと決定した。

※所管事項 第74号議案 山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑

白壁委員 条例の概要の2の(1)のアのところの、いわゆる、これ1項道路だ。通常の建物っていうのは2メートル以上でセットバックで、両サイド2メートル、4メートル将来できるように家をつくるときにはバックしなさいというのが2項道路で、この1項道路の関係を、そうじゃなくて2メートルでも確認おりのよっていう意味をここでやっているんだけど、その下の1年以上の仮設ルートについてっていうのは何で書いているところに書いてないんだろう。条例改正の内容については書いてあるんだけど、1号に何で書かないんですか。1年以上っていうか。何で書かないんだろうね。これ、不思議じゃないか。まあ、それ、今、口頭で言ったから、内容的なものはオリパラの関係のっていうのはわかったんだけど、何で背景を書かないんだろうね。それは皆さんじゃないんだけどね。まあ、こういうときにはちゃんと書いてもらうように言ったほうがいいと思うよ。

ということで、さっき言ったオリパラの何とかの1年以上でそれを超えるからっていうのを、もう1回説明してくれるかな。

小田切市町村課長 オリパラの関係っていうのは、これまで、要は仮設興行場などは1年以下の

建物、仮設物についてだけ認めていたわけなんです、これからやはりオリパラのプレ大会などがありまして、その仮設建築物が建てられる可能性があります。その場合は、要は事前に建てられて、オリパラまでとなりますと1年以上にかかる場合が非常に多く期間としてあると思いますので、要は特別な理由があれば、1年を超えることを特例的に新たに建築基準法の中で認めたということになります。

白壁委員 歳入だけなのにね、テクニカルなところで言ってもらってありがとうございました。

※所管事項 昨年度の県の障害者雇用状況の再点検結果について

質疑

白壁委員 全国36県がこういうミスがあったということなんだけど、私、議長の退任のときの挨拶の中でというか、開会の言葉か、その中でもちょっと言わせてもらったんだけど、36県も何で間違っただのかなって。当然、皆さんは事務方だね、法律を遵守する立場にあたり、さまざまな、課長通達であろうが何だろうが、そういったものをしっかり見ていくのが皆さんであるということなんだけど、そこには何かあるんだろうっていうふうに考えていったら、やっぱりあったね。やはり厚生労働省の通知文の中が、あまりにもファジー過ぎるね、あれは。だから、当然のごとく障害者手帳がなきゃだめだというふうには完全にはとれないね、あの文章ね。だから、要は全国の市町村が、都府県が36も間違っただってということだと思うんだ。皆さんの、例えば人事課長として、それを防ぐ方法って何かあったのかな。どういうふうに考えますか。

村松総務部次長 私どもといたしますと、この障害者雇用率の算定につきましては、障害のある職員が対象になるという考え方で対応してきたというふうに考えておりますけれども、そこに障害者手帳等で必ず確認しなければならないということについて理解が十分でなかったというふうに考えております。国の通知について一部不明瞭な点があるというような御指摘でございますけれども、やはり私どもとすれば、国に対して確認を行うというようなことをしておくべきだったのかなと、今の時点になって思えば考えているところでございます。

以上でございます。

白壁委員 ということは、47分の36というところが間違っただけど、ほかのところは国の確認をしたってということかな。それとも、そういうもんだということであつたのか。逆に言うと、36のところはそういうもんじゃないって捉えて間違っただのか。課長の感覚だとどういうふうに考えますか。

村松総務部次長 これは、あくまでも報道等で知り得る範囲内でのことということで御理解をぜひお願いしたいと思いますけれども、報道等でも、国の通知の中で原則として障害者手帳の1級から6級に該当するものという、そういう記述がなされておりました、その原則としてというところの捉え方が、考え方によれば、そのほかの手帳を確認しなくてもいいというような場合があるのではないかと、そういう報道もなされていると承知をしております、全国36でそういったところもあるのかなというふうに思っております。

白壁委員

要はね、書き方がそう書いてあると、そこまでの必要はないって判断できるんだわ。いずれにしても。だからこういう状態になったんだけど、まあ、これからはそういうところも疑いの眼で疑って見るっていうことだね。こんなことになって一番指摘されているのは県だしね。で、教育委員会でもあるわけだ。だから、決してよかったとは言わないよ。でも、皆さんの全てが非をこうむっているっていうかね、絶対のミスだって、新聞にはそう書いてあるんだけど、そういうものでもないなっていうところがよくわかってきたので、と言いながらもミスのないようにしなきゃならない。総務部長、最後。

鈴木総務部長

あくまで私としては、先日、本会議で答弁したとおりでございますけれども、やっぱり法令をしっかりと解釈、運用するということがまさに我々の基本ですので、それはファジーな部分があったとしてもやはり深く反省しなければいけないというふうに思っています。

その意味で、今回の問題としましては、いろいろと障害者団体の方からも話をお伺いすると、そもそも県の障害者に対する理解がまだまだ不足しているのではないかという御指摘もいただいておりまして、やっぱりそういうところ、根本的なところもしっかりと対応していかなければいけないというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

飯島委員

済んでしまったことなので、また掘り返してっていうのも何ですけれども、再発防止ということをね、決意は固いというふうに思いますので、その辺のことを勘案して、やっぱりしっかりこういう過ちに学んでほしいという思いの中でいろいろお伺いしたいと思います。

9月5日の執行部説明会の資料を取り寄せて、この中でいろいろ、議員からも、私も質問させていただきながら、後からも説明がありましたように、村松次長がね、厚生労働省の指針、ガイドラインの内容を正確に理解することが不足していたと、こういう答弁があるんですね。ただ、私は村松次長がうそを言ったという思いはありませんが、「行政ジャーナル」っていう、こういう資料があるんですね。そこであらゆる他府県のいわゆる同じような不祥事について有識者がコメントしているんです。他府県でもやはり村松次長と同じように、ガイドラインの解釈を誤ったと、こういう答弁があるんですね。東大の福島さんという教授が、ガイドラインの解釈を誤ったという釈明もあったが、書類仕事のプロである役人が意味を取り違えることは考えられないって言ったんです。これ、どういうことかっていうと、ほかの都府県でもそういう言いわけっていうか、誤ったっていうコメントして、村松次長もおっしゃった。でも、みんな、そんなことは信じられないと言っているわけですよ。で、適当にやっておけばいいという、障害者を軽視する気持ちがあったのではないかと。これは誰か1人の責任ではなく、自分とは関係ないという、みんなの集団的無関心が原因だろうと言っているんです。これが全て山梨県で当てはまるかどうか知りませんが、それは、だけど、一般的にこういう資料がいっぱい出ているわけですよ。

で、私、もう一つ不思議に思うのは、これ、決裁するわけでしょう。仕事って、何でも決裁しますよね。担当者がいて、上司がいて、決裁権者って。そのガイドラインを正確に理解していなかったっていうのは一体誰なんですか。担当者ですか。それとも決裁権者ですか。それがわからないじゃない。誰なんて。主語がないんです。ガイドラインの内容を正確に理解することが不足していた。一体、誰が不足していたんですか。担当者が不足していたら、上司が指摘しなきゃおかしいでしょう。みんな不足していたっていうことですか。まずそこを

聞きたいです。

村松総務部次長 この点につきましては、先日の執行部説明会の中でもお答えをさせていただいたことと重なるかとも思いますけれども、その点につきましては、担当職員、それから最終的には私が決裁をいたしますので、私自身の理解も不足していたということだというふうに認識しております。

飯島委員 わかりました。今、村松次長が男らしく、私の責任だということをおっしゃったので、よくわかりました。

まあ、それはね、仕事ですから、私も民間で20年勤めていましたから、いろいろな失敗とかね、事件があったりして。ただ、やっぱり再発を防止するためには徹底的にその細かいところの原因はどうだったのかなっていうことを洗い出して、共通認識のもとにやっていかないといけないと思うんですね。だからガイドラインは誰が理解不足をしていて、最終的な責任はどなたかということをあえて伺った次第であります。

それと、もう一つ、いろいろなその後の県の弁解というか、いろいろあるんですけど、神奈川県では、庁内検討組織委員会を設置して原因究明と再発防止策、今後の障害者雇用計画についても検討していきたいって黒岩知事が述べているんですね。本県は、再発防止ということは言っているんですけど、具体的に、いつ幾日までにどうするかとか、そういうことが言われていないような気がするんです。これじゃあ何とも説得力がないと思うんですが、いかがでしょうか。

村松総務部次長 再発防止につきましては、国の指針がございまして、その指針の中で、今般の件を機にいたしまして、障害者手帳で確認するということが不可欠ということでございますので、今後の障害者雇用率の算定、報告に当たりましては、確実に障害者手帳等により確認を行った上で処理をしていくということで、対応していくことを考えているところでございます。

以上でございます。

飯島委員 やっぱり仕事ってね、いつ幾日までにやるっていう、そういう誰でもわかるようなことを言って。「速やかに」とか、「誠意を持って」って、これ、全然心に響かないんですよ。響かないっていうか、悪いけど信用できないっていうか。今ここで言えないんだったら、例えば次の議会までに、いつ幾日までにこのことをする、国ともこういうことをやって、例えばもう一つ言うと、29年度の資料を今、出してもらいました。これだけじゃだめですよ。もっとさかのぼってやっているわけでしょう。全部洗い出さないと誠意を感じませんよ。

まあ、もとへ戻すと、この議会では言えないのであれば、例えば次の12月議会までに、何日までに全部さかのぼって明らかにする、あるいは検討委員会をつくるかつからないか、そういうことを含めてははっきりしてもらいたと思いますけど、どうでしょうか。

村松総務部次長 過去にさかのぼってという点につきましては、おっしゃることはごもっともだと思いますけれども、実際のところ、かなりの職員が退職されている方もおありまして、なかなか今から手帳の有無を確認するというのも難しいというような状況もあるというのは実情でございますけれども、具体的にどんなふうにするかについては検討させていただきたいと思っております。

それから、今後の対応でありますけど、いずれにいたしましても現状において

法定雇用率を下回っているという状況でございますので、これは一刻も早く法定雇用率を少なくとも満たすような形にしていかなければならないというふうに考えております。それに当たりましては、やはり障害のある方がそれぞれの個性、能力を最大限に発揮して活躍していただくということが最も重要であるというふうに考えておりますので、障害者団体の皆様方とよくよく御相談をいたしまして、どんな形で雇用促進を図っていくか、そのやり方につきましてもじっくり、しっかりと相談しながら、できるだけ早く対応していきたいというふうに考えているところでございます。

飯島委員

私も、事の本質はね、本質というか目標は、厚生労働省が言う達成率にこだわり過ぎたというふうにやっぱり思うんですよね。だから、先ほど総務部長もおっしゃったように、障害者を雇用するときの、もうちょっと思いやり、障害者に来て働いてもらう。その障害者が、県で働かせてもらって充実している、役に立っているな、そういう思いで働くのか、その数字をクリアしなきゃいけないから、仕事してもしなくてもいてくれればいいやって、これ、感じると思うんですよ。心ある障害者だったら。そこをちゃんと払拭して、障害者が働きやすい環境ということは、皆さんが働きやすい環境になると思うんです。それをもっと、まあ、当然、部長のお答えだとね、今後取り組むということでありますから、それを期待したいというふうに思います。

もう一つ、これ、民間の人から言われていますけど、民間はペナルティーがあるんでしょう。でも役所はないですよ。真面目にやってきた企業からすれば、ふざけんなって言いたいです。これ、『ガバナンス』の10月号ですよ。前の宮城県知事をやられた浅野さんがそう言っているんです。そういうことも仕事してきたから。そういうことを考えると、皆さんが思っているほど、民間はもっと見方が厳しいです、だから、今後、襟を正してもらいたいということを僕は申し上げているんです。

もう1回言います。来議会までにこれをちゃんと数字的なものをお示しいただきたいと要求して終わります。

白壁委員

ちょっと言葉足らずであれなんだけど、要はね、障害者手帳を持つ、持たないっていうところは個人の自由なんだから。障害者手帳を持たなければ、今度は採用できないってなると、持たない人で採用したい人たちが今度は厳しくなるっていうことなんだ。今度、ますます障害者に対して厳しい状況になったっていうことなんだよ。

憲法と同じよ。東京大学の何とかって偉い学長さんが、憲法、こんなのはだめだって言うと、それに教わった人は全部だめだ。同じことよ。これについても、そう言っているからって話じゃないんだよ。いいですか。今度は厳しくなった。

もう一つ、さっき民間って言ったけど、民間は雇うと補助金が出るから。だからペナルティーがついているんだよ。だから、公務員の、知事になった人たちが、よく民間のことわからないのにそういうことを週刊誌で言うと、週刊誌はおもしろおかしく書くから、そういうのがぱっとみんなに受けるんだよ。ね。

ここには根深いものがあるって、今までは何で厚労省がそういうふうにしたかっていうと、ある程度ファジーにしないといろいろな障害のある人たちを雇えなかったわけだ。今度はさらに厳しいからね。障害者手帳を持ってない人でも障害者いるよね。で、点数高い人がいるよね。今度は使えないよ。今度は障害者手帳、あなた取りなさいよって言うと、取りたくない理由の人たちが相当いるんだわ。今度、その人たちは使えないんだわ。障害者にさらに今より厳しく

なる。

だけど、まあ、明確にそういうことをちゃんと言わなければだめだから厳しいことも言うんだけど、今度はさらに厳しくなった。で、いいじゃない、今度。明確じゃん。今度、手帳持ってなきゃだめっていうんだから。それで、手帳持てない人、持ちたくない人は使わないっていうことだ。

もう1点。過度に障害者、障害者って、障害者の人たちを、当然それは障害者のために雇ってやりたい。だけど、過度に目標の数字を達成するがために、そればかりに方向性を持っていったら、今度は本末転倒、大変なことになる。障害者のために雇用はしてやりたい。だけどそればかりにものを傾注しちゃだめ。考え方を。しっかりその辺はやっていかなきゃだめなんだけど、こう言うと、非国民みたいなことを言っているんだけど、そうじゃなくて、障害者のために仕事もふやしてやる。障害者っていうのは、まあ、いろいろな障害があるんだけど、そういう人たちのために雇ってやるのはもちろんなんだけど、今度はさらに厳しくなっているっていうことを考えながら、さらにそして、障害者のための雇用をふやしてやろうと。だけど、過度にいっちゃだめよっていうことをしっかり考えて、これからの対応に臨んでいてもらいたい。

以上。

飯島委員

障害者の件はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

一言。よく県の皆さんはね、いろいろな新しい事業をやるとかいうときに、山梨らしさって使うじゃないですか。ぜひ、この障害者の解決も山梨らしさを醸し出してやっていただきたいというふうに思います。

(議事録について)

障害者の問題と別件で、議会事務局ね。実は、今申し上げた最初のベースの9月5日の執行部説明会の議事録が欲しくて、きょうの委員会に臨むに当たって議事録が欲しいっていうことで議会事務局に申しあげたら、何か、話がうまく通じなくてですね、ないっていうようなことをおっしゃられて、で、きょうわかったことは、今、大和速記に発注していて、その議事録が出てきていないんです。9月5日の執行部説明会。きょうは10月3日。約1カ月もかかっているのに、まだ議事録が出てこない、こういう現状なんです。

それで、私、どうしたかっていったら、執行部説明会は総務部と教育委員会のこの障害者の雇用の問題だったので、村松次長にお願いして議事録に似たものを入手して、もう1回見直して質問ができていて、こういうことなんですけど、この議事録に関してちょっと時間がかかり過ぎているっていうか、対応にしてもね、一番先に私が電話で問い合わせたとき、今、大和速記にお願いしていてまだできませんと、そういう回答があればまだしも、何だかよくわからないまま、ないですよとか言われて、で、今まで来ていると。議事録に対する神経がちょっと緩い。緩いっていう言い方は失礼かもしれないけど、そう思うんですけど。議事録、本会議とか委員会とか執行部説明会、全員協議会とか、こういう議事録の細則とか規則はどうなっているんですか。

高野議会事務局次長 ただいま委員から御指摘があった執行部説明会につきましては、開催形態は全員協議会と類するところではございますが、根本は、執行部から議員に説明したい旨の要請に基づいて開催しております。というところが根っこなのですが、ただ、その執行部説明会につきましては、執行部からの要請に基づいて、議長が招集をしていますので、会議規則の128条にあります協議の場ということではないのですが、議長が招集して開催しているものでありますので、

記録を残す必要から反訳会社、先ほど飯島委員がおっしゃるような反訳会社の
大和速記に発注をして要旨を取りまとめているという状況でございます。先ほ
ど確認したところ、来週には音声データが字面になって、一応こちらのほうに
送られてくると。

その後どうするかというと、一応、私どもでも音声データと字面を、内容を
確認して、さらに専門的用語とかございますので、執行部にその内容を確認し
て、最終的に会議録として残すという手段を踏んでいるところでございます。

以上です。

飯島委員 いろいろ説明を受けましたが、じゃあ、今後、こういう執行部説明会とか全
員協議会とか、黙っていても議事録をもらえるっていう理解でいいですか。

高野議会事務局次長 そのボリュームによって、お渡しできる時期というのは異なると思いま
すが、できるだけ早急にお渡しできるように努力したいと、取り組んでまいり
たいと思います。よろしく願いいたします。

飯島委員 お茶飲み話じゃないですからね。執行部に言われて、議員がほとんど出るわ
けですよ。執行部説明会、全員協議会。まあ、本会議とか委員会とかとちょ
っと区別は違うかもしれませんが、で、録音テープも出ているじゃないです
か。見ていますよ、僕は。何のために録音テープ置いているんですか、あれ。
テープ起こしのために置いているんじゃないんですか。

だから、繰り返し申し上げますけど、今後、全員協議会、執行部説明会、い
つ出るかはおいておいて、必ず出してもらうという約束をここでしてもらいた
いです。

高野議会事務局次長 これまでそういったものについて提供はしていたはずなんです。

飯島委員 はずなんであったらば、私の第1回目の、議事録を下さいって言ったときの
議会事務局の対応は何だったんですかということ。じゃあ、議会事務局の皆さ
んに周知できていないということですよ、その議事録に関する扱いが。

高野議会事務局次長 済みません。言葉足らずで申しわけございませんが、先ほど申し上げま
したように、来週にはそれが反訳会社から送られてきますので、確認行為を行
った後にお渡しできます。

飯島委員 難しいことを言っているつもりは私、全然ないんです。とにかく公務で集ま
ったときの会議の議事録は、ボリュームによってね、時間がかかる、かからな
いはあるかもしれませんが、必ず出してくださいよと、お願いしているん
です。

以上です。

※所管事項

質疑

(富士山噴火を想定した防災訓練について)

渡辺(淳)副委員長 それでは、富士山噴火を想定した防災訓練について何点か質問させてい
たいただきます。

御承知のとおり、富士山は火山活動が活発化しているというわけではありませんが、報道されているとおり、いつ噴火してもおかしくないというようなことで、地元住民としても大変関心の深い事項ではあります。そのような中で、富士山の火山防災対策については、これまで富士山ハザードマップや富士山火山広域避難計画などが策定されて、本年度からは富士山火山防災対策協議会に設置された作業部会においてハザードマップの改定作業が行われること、さまざまな普及啓発資料や計画等が整備をされているということは承知しておりますけれども、住民の避難の実効性を確保するためには、何よりやはり訓練が大事になってくると考えております。

そのような中で、県はこの9月3日、富士山噴火を想定した総合図上訓練を県や市町村、そして防災関係機関と連携して実施されたと承知しておりますけれども、まず、その図上訓練がどのようなものだったのかお伺いいたします。

小澤防災局次長 9月3日に県の総合図上訓練を実施させていただきました。訓練の内容といたしましては、基本的には県の災害対策本部の運営訓練、それと県が防災関係機関と連携した図上訓練ということで、大きく2つの柱を持つ訓練をさせていただいたところでございます。

災害対策本部運営訓練につきましては、富士吉田合同庁舎に現地災害対策本部を設置させていただきまして、関係市町村の市町村長さんにも御参加をいただき、テレビ会議システム等を利用し、本庁と情報交換を行う中で避難対策等の訓練を実施させていただいたところでございます。

あわせて図上訓練につきましても、さまざまな状況付与に対しまして防災関係機関、市町村、県と合同で避難対策または避難行動要支援者の対応などの具体的な訓練をさせていただいたところでございます。

渡辺（淳）副委員長 9月3日に行われた図上訓練ですけど、富士山については広域避難計画の中で火山防災対策が行われていると承知しているのですけれども、今回、災害要援護者ですとか、あるいは防災新館に置かれる本部と現地対策本部のやりとりですとか、へりの活用方法だとか、あるいは国との連絡手段だとか、実際、今回初めてしっかりとそういったことをやられたと思うんです。こういった大規模なのは初めてやられたと思うんですけど、実際、どのような成果があって、課題はどのようなものがあったのか、次にお伺いいたします。

小澤防災局次長 今回の訓練でございますけれども、成果といたしましては、やはり国、県、市町村、防災関係機関が一堂に集まりましてさまざまな訓練をさせていただいたので、富士山噴火に対応するための相互の連携、または共通認識等が深まり、連携がかなり深く構築できたと考えております。

また、課題といたしましては、やはり噴火警戒レベルに対応した住民への情報伝達のあり方、または広域避難を行う手段やタイミング、こういったものに大きな課題などが出てきたところでございます。

渡辺（淳）副委員長 成果が今回初めて国、県、関係機関、市町村、あわせて連携を確認することができたということの中で、また、課題も見つけるといいますか、ブラッシュアップすることができたということの中で、新聞報道によりますと、11月には県が主体となって、市町村と合同で、今回の9月3日の図上訓練と連動した形で実動訓練を行うという報道がなされております。この実動訓練に至るまでには、地元市町村と県との間でさまざまな報道があったことは私自身も承知しており、また、先ほど課題の中でおっしゃられたように、やっぱり実際、

実動訓練をやってみなければさらなる課題は出てこないと思いますので、9月にやったこの図上訓練を最大限生かすためにも、11月の実動訓練をより充実させていかなければならないと思っているわけなんですけれども、その点について現時点で、いつ、どうやって、どのような訓練を行うのかお伺いいたします。

小澤防災局次長 11月の実動訓練でございますけれども、基本的に11月25日を中心に訓練を実施したいと考えております。実動訓練につきましては、今、委員からお話ございましたけれども、連動ということがございます。9月の図上訓練と同じシナリオを使う中で、8市町村と合同で住民や避難行動要支援者の避難訓練を連動させた形で実施したいと考えております。

図上訓練で、先ほど説明しましたけれども、さまざまな課題が出てきました。現在、市町村、防災関係機関と一緒に戦略会議というもので、その課題に対して検討をさせていただいているところでございます。できるだけその検討結果を踏まえて、11月の実動訓練に反映をしていきたいと考えております。

あわせて訓練ですけれども、やはり図上訓練と同様、県でも現地対策本部など設置させていただきまして、市町村と連携または連動するような形で訓練をさせていただきまして、また多くの課題が見つかるような訓練を実施したいと考えております。

渡辺（淳）副委員長 今回、この実動訓練に至るまでの中で報道、さまざまなことが言われてきている中で、私の地元の富士吉田市の住民の中でも、県の対応について少し懐疑的に思っている方もいらっしゃいます。そんな中で、皆さん方が市町村と連携して会議を持つ中で一体となってやっていってくださるということは承知しているのですけれども、ぜひ、よく地元市町村と意思の疎通、連絡会議を充実させて、充実ある訓練にしていっていただきたいと、そのようお願い申し上げます。

(消防防災ヘリコプターについて)

佐藤委員 防災に関連して、消防防災ヘリの安全対策についてお伺いをいたします。

昨年3月に長野県の消防防災ヘリコプターが訓練中に塩尻方面で墜落し、全搭乗員9名が亡くなったということは記憶に新しいわけですが、こうした中、去る8月10日にも群馬県防災航空隊所属の「はるな」という防災ヘリコプターが吾妻郡中之条町の山中に墜落し、搭乗員9名、これは消防署員まで含めてお亡くなりになったということで、こうした事故が発生したということは非常に痛ましいことでしたが、事故原因につきまして、現在、国において調査中ということですが、長野、群馬両県と同様に標高の高い山ばかりの山梨県であり、そうした急峻な山々に囲まれている本県では、遭難者などを救助する山岳救助、山林火災の消火活動、災害状況を確認するため、上空偵察など多岐にわたる活動をする消防防災ヘリコプター「あかふじ」の安全対策に万全を期すことが重要であると思いますが、幾つかお伺いいたします。

消防防災ヘリコプターの運航体制についてですが、群馬県防災ヘリコプター「はるな」は、運航を民間の東邦航空に委託していたとのことですが、まず本県における消防防災のヘリコプターの運航体制についてお伺いいたします。

西川消防保安課長 本県では、消防防災ヘリコプターの運航管理業務を、甲斐市にございます株式会社ジャネットに委託しております。ヘリコプターによる消防活動に従事する消防防災航空隊を編成いたしまして、委託先であるジャネットの操縦士を

2名、整備士を3名、運航管理担当者1名、それに運航管理監として県職員を1名、隊員といたしまして県内各消防本部からの併任職員8名を加えまして、計15名で構成しております。勤務は365日体制で、常時10名ないし13名で対応いたしております。

運航時間は原則午前8時半から午後5時15分まででございますけれども、救助、救出、消火活動等、緊急運航の場合には日の出から日没まで対応してございます。

佐藤委員

体制としては、万全ではあるかと思うわけですが、航空法に抵触するという部分が「はるな」の場合にあったと報道されていますが、航空機が飛行しようとするときは、航空法の規定により国交大臣に飛行計画を通報するとともに、これを遵守しなければならないとありますが、群馬県の事故をめぐっては、国に通報した飛行計画と異なるヘリコプターの運航が相当数、293回にものぼっていたということで、不適切な対応が常態化していたと聞いておりますが、本県での運航についてはそのようなことがないと思っておりますけれども、いかがなものかお伺いします。

西川消防保安課長 本県では消防防災ヘリコプターが円滑に飛行できるように、運航の安全管理や飛行計画の届出など、運航整備に関しまして必要な業務を委託先である運航管理者ジャネットが行っております。

先ほど委員からお話がありました、いわゆるフライトプラン、飛行計画については、運航管理者が国土交通省航空局のSATサービス、これはインターネットを利用したサービスでございますが、これにより迅速に通報して、計画を遵守した飛行を行っているところでございます。しかしながら、例えば、飛行時間が気象条件により長引いたり、現地の天候が不良になるなど、当初の計画と異なる場合には、航空基地に一旦帰投するといった運用を行っております。この場合も、通報は口頭や文書で行うことができますので、主に口頭による報告を行っているところでございます。

また、計画の提出時期につきましては、飛行しようとするときは事前に飛行計画を通報しなければならないため、これに従うとともに、捜索や救助、災害などのため飛行を開始する前に飛行計画を通報するいとまのない場合などは、出発して、出発地を中心として半径9キロメートル以内の範囲において速やかに通報することとなっているため、これに従い、適切な対応を行っているところでございます。

佐藤委員

「はるな」の場合、墜落事故から、群馬県が把握したという時間は、数十分たっていたとお聞きしておりますけれども、運航計画どおりにそれが把握されていれば、当然、行方不明なのか、墜落なのか、あるいはまだ飛んでいるのか、あるいは帰ってくるのかということがわかるわけなので、その辺についてきちんと運航状況を把握できるように努めていただきたいと思います。

この事故を受けて、国からも安全確保対策の強化を求めているということですが、近県において消防防災ヘリコプターの墜落事故が続いているという中で、県ではどのような対応、対策を今後講じていくのかお伺いいたします。

西川消防保安課長 委員の御発言にありまして、群馬県の実況につきましては、現在、国が調査をしております。こうした中で、昨年の長野県の墜落事故を受けまして、本年3月に総務省消防庁がヘリコプターの運航管理に係る安全性向上充実

強化に関する報告書を公表したところでございます。報告書の内容は、ヘリコプター動態管理システム、これはヘリの位置情報をリアルタイムに把握するものですが、これを常時起動すること。それから、通信間隔を短縮すること。具体的には60秒のところを30秒に短縮するというものでございます。2点目として、2人操縦体制、いわゆるダブルパイロット制の導入をすること。3つ目として、機体更新時にフライトレコーダー、ボイスレコーダーを搭載すること。4つ目として、救助活動中の死角部分への見張り体制を徹底するようと言われております。

本県では、現時点で求められているこれらの安全性向上対策につきまして、機体更新時に全て対応してございます。

佐藤委員 課長から安全対策を非常に講じているということですが、ことし、新しい機体を導入されたということで、それにも最新鋭のいろいろな機器がついておりますが、前の「あかふじ」とは違う何か追加されたものというのはいかがでしょうか。

西川消防保安課長 今回導入いたしました機体には、最新の航空電子機器が搭載されております。中でも、対地接近警報装置、これは操縦士の自覚なしに航空機が地上の物体に異常接近した場合に操縦者に警報する装置でございます。

2つ目としまして、空中衝突警告装置、これは地上の航空管制システムには依存しないで、航空機の周囲を常に監視して、空中衝突のおそれがあるほかの航空機の存在を操縦士に警告するものでございます。

次に、3つ目といたしまして、振動抑制装置、これは操縦席とか客室のストレス軽減が図られるために、ローターやブレードなどからの振動を抑制する装置でございます。

こうしたものを備えまして、さらなる安全性の向上や操縦士、隊員の負担軽減が図られるものと考えてございます。

佐藤委員 いろいろなことが想定されるわけですがけれども、よく報道で見聞きする場合、「はるな」のときもそうですけれども、報道各社のヘリコプターがあちこち、本当に飛んでいる。3機も5機も飛んでいて、非常に危ないというような状況にあると思いますので、空中衝突防止装置などは非常に有効ではないかと思えます。

ソフト面ですが、県民の生命、身体、財産を災害から守るため、その活動に従事するヘリコプターの安全確保の強化が必須だと思います。そのために運用面やハード面における対策だけでなく、搭乗する操縦士や消防防災航空隊員の訓練など、ソフト面での対策が必要と考えますが、今後どのように対応されていくかお伺いします。

西川消防保安課長 実際の現場では何が起こるかわからないために、山岳遭難、それから水難救助、山林火災など、さまざまな災害を想定して、操縦士と隊員は日々訓練を重ねているところでございます。操縦士と隊員は、互いにその命を預けまして、厳しい訓練を乗り越えることにより信頼関係とチームワークを培っています。また、標高の高い山々に囲まれる本県では、山岳救助に関する出動が最も多いため、遭難者などのつり上げ救助におきましては、気流の変化など、場面、時間、天候に応じた救助資機材を用いて訓練を行っているところでございます。

さらには、県内各消防本部との合同訓練、それから毎年実施されます緊急消防援助隊の関東ブロック合同訓練にも参加して、実践的な技術を習得すると

もに、職員・隊員の方々と顔の見える関係を構築し、常に情報交換を行っております。

こうしたことによりまして、資質や救助技術の向上に努め、あらゆる事態に迅速かつ安全、的確に対応できる体制を整えております。

佐藤委員

「はるな」に搭乗されていた方々には、草津白根山の噴火で活動されたベテランの救助隊員の方もおり、尊い命をなくされたとお聞きしています。山梨県にいらっしゃる方々も、当然、そうした危険にはいつ何時も遭遇する可能性があるわけですがけれども、習熟度も増していただいて、なおかつ安全確保にこれからも努めていただきたいと思います。

(富士山噴火を想定した防災訓練について)

白壁委員

今、渡辺淳也委員の関係の関連なんですけど、大体、防災訓練というと昼間を想定しているんだよね、そうだよ。今度は11月にやるっていうことは、雪も降る可能性もあるから、雪のときの訓練をするっていうと、いきなり防災訓練が実地に入ってしまう。本来からいうと、机上のというか、図上の訓練で積雪時だとか夜間をやって、実際のところはどうかだろうってやらないと、本来からいうとおかしいんだよ。いきなりやったら、まあ、多分、大失敗を起こすね。

そういったところのコンセンサスをちゃんと市町村ととりなさいという意味だよ。何でもかんでもいきなり実地をするなよとの意味だけれども、やっただけで失敗するだけで意味がないわね。それで、夜間なの、雪のときのっていうところだと思う。これはぜひ、そういったものを考えていってほしい。これは質問じゃなくて意見ということで。

(消防防災ヘリコプターについて)

消防防災ヘリコプター、今回はいい機材・計器類が入ってるよね。これは何のためにこういう計器を入れたのか、安全運航だけかっていうところを聞いたんだけど、何のためにこんないいものを入れたのですか、安全運航のためだけですか。本来からいうと夜間飛行もしなきゃならん。計器飛行ができるような装備を整えておく。今、山梨県は幾つかの県と運航提携しているよね。そのためには計器飛行をしなければ。夜間でも震災を受ける可能性がある。いわゆる何が起きるかわからない。そのときのために、今回はすばらしい計器を入れたんだよね。違いますかね。

西川消防保安課長 前回のシコルスキー機につきましては、23年前の導入でございます。そのときはアナログの機器が標準搭載でございました。その後、約4世代マイナーチェンジを重ねた結果の機器装備が今の現在の標準になっておりますが、それに先ほど申し上げたような先進の各種警告装置を搭載してございます。もちろん安全性の向上に努めるということを課題と考えておりますが、委員御指摘のとおり、災害はいつ起こるかわかりませんので、夜間飛行ですとか、それに備えた訓練をもちろん行っておりますので、そうしたことにも備えた装備になっていると考えております。

白壁委員

そこが重要なところでね、例えば御嶽山だって夜もあるしね。一番大きかったのは、阪神・淡路大震災のときに、東京消防庁のヘリが飛ばなかった。自衛隊のヘリは飛んでいった。何で飛ばなかったっていうと、計器類もしっかりしているのに、実は資格を持っているパイロットが少なかった、というところで

飛べなかったらしいんだよね。東京都はそれから反省をして、今、資格を持っている人が相当出てきているね。相当じゃない、全員資格持ってるらしいんだよね。

いわゆる計器飛行をするためには資格がなきゃ飛べないわね。山梨県のパイロットで資格持っている人いますかね。

西川消防保安課長 現在、運航管理を委託しておりますジャネットの操縦士にはヘリコプターを操縦する免許がもちろん必要でございます。それぞれヘリコプターの型式に沿った免許が必要でございます。委員御指摘のとおり、計器飛行を行うためには、管制装置等を備えた管制塔があるところで、計器飛行の資格を持った方が操縦できることになっております。申しわけございませんが、ジャネットにいる操縦士が計器飛行の免許を持っているかどうかは、現在、把握してございません。

白壁委員 要は、いないんだね。先ほども言ったように、これからいつ災害が起きるかわからない、ということは、今後ローテーションの中で夜間も入っていくとなると、それだけの人件費もかかってくる。今、15名で回しているのが、夜間っていうと、日の出から日没までっていうのが、日没から翌朝日の出までとなってくるから、そうすると今の倍以上の経費もかかるんだわ。だけど、いつ、何が、どう起きるかわからないっていうことがひとつあって、さっき言ったように、いい機器をそれだけそろえてくれたっていうことは、有視界飛行じゃなくて、将来、計器飛行ができるがために今のうちに整備しておきましょうよっていうことで、せっかく国の2分の1だか2分の幾つだか知らないけど、もっと来るのか、7割方、8割方来るんだったな。そうした有利なものがあるから、そういうものを入れていきましょうと。ルール分があるのかな。そうしたものだって全部入っているんだよね。わからないんだけど。そうした有利なものがせっかくあるからやっておきましょうよっていうんだったら、これから夜間飛行もできるようにしていただきたい。乞い願いたい。これがやっぱり県民の本当の安全・安心につながると思うよ。

それと、もう一つは、防災協定じゃなくて、災害時応援協定って、挨拶のときにちょっとそういう話をさせてもらったけれど、近県でそういうものも結んでいるわけだから、そのときに東京へ行くときには、夜だから私たち行きませんって。東京の防災ヘリは夜でもばーっと飛びますから、山梨に救済に来ました。何か、日米安保と同じだね。日本はアメリカのために頑張らないけど、アメリカは日本のために守ってくれるとなれば、それじゃあちょっと片手落ちじゃんね。

ここは、やれるものはしっかりやったほうがいいと思いますよ。今夜あたり何かあったら、やっておけばよかったじゃないかっていう話になると困るので、ぜひ総務部長、それは経費がかかるよ。彼らの給料高いしね。委託できるところで、夜間何かやっているようなところがあれば、そういうところと一緒に相乗りすることもできるだろうし、ジャネットじゃ夜飛んでないわね。有視界飛行しかできないもんね。中には1人、2人、試験を受けた人がいるかもしれないけど、県の今の形でいくと無理だよ。あの人たち全員資格持っていないんだよ。

何回も言いますが、ぜひそういった方向にかじを切ってもらいたいと思う。何かあったら困るので、検討してほしいね。

西川消防保安課長 繰り返しになりますが、災害というものは昼夜を問わず起きるものでござ

います。全国的に航空業界自体が操縦士、パイロットを確保できないという深刻な状況でございます。そうした中で、47都道府県で40都道県が防災ヘリを導入してございます。40県のうち34県が山梨県のように委託を出しています。その理由はやはり自主運航できないのは、人材の確保が困難という課題もあると思います。ただ、先ほどから繰り返しますが、運航管理団体であるジャネットなどとも相談をしながら、夜間飛行に対応できるような体制を検討してまいりたいと考えます。

白壁委員

まあ、県の職員っていうかね、彼らじゃなくてもいいわけだよ。そういうことをできるところに今度は委託することを考えるし、そこがもし委託先で決定しているんだったら、そこに努力してもらってやるしかないんじゃない。経費がかかってもしょうがないと思うよ。検討じゃなくて実施をしてください。

その他

- ・説明員の異動に伴い、警察本部長から挨拶を受けた。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中に実施する県内調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、11月6日に実施することとし、場所等については後日通知することとした。
- ・8月27日から29日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県外調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

総務委員長 水岸 富美男